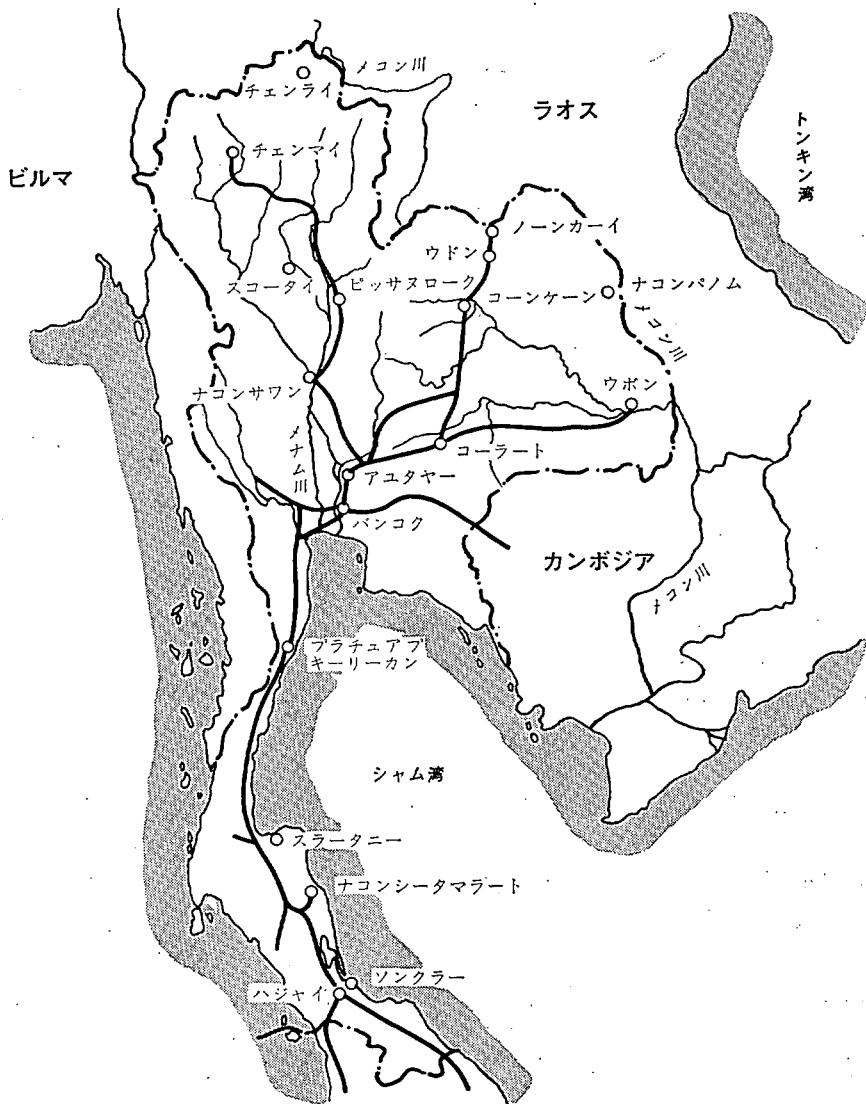


# タイ

タ イ 王 国  
面 積 51万 km<sup>2</sup>  
人 口 3682万人 (1971年末 内務省発表)  
首 都 パンコク (正式名はクルンテープ・マハーナコン)  
言 語 タイ語 (ほかにラオ語、中国語、マレー語)  
宗 教 仏教 (ほかに回教)  
政 体 立憲君主制  
元 首 通 プミボーン・アドゥーンヤデート国王  
貨 通 パーツ (1米ドル=20.00 パーツ)



# 1974年のタイ

## —混迷の中の一年—

### 概 観

国内政治は、学生決起後、軍事独裁体制に代わる新たな体制を模索して混迷した。国王崇拝者（ロイヤリスト）たちを中心とする保守勢力と、学生決起を契機として台頭してきた革新勢力の対立が見られた。農民、労働者をバックにもつ革新勢力が、保守的サンヤー政権にぶつかり、74年前半の政局は混沌としていた。5月の第2次サンヤー内閣の成立によって保守勢力は革新勢力を抑え、自らのイデオロギーに見合った体制を築くことに成功している。学生決起の導火線となった新憲法も、10月に発布された。種々の進歩的要素が盛り込まれているとはいえ、保守勢力の政治姿勢が貫ぬかれ、本質的には、旧態依然たる、神聖にして仏教を擁護する国王をシンボルとする国体原理が受け継がれている。

外交面では、軍事政権下での対米一辺倒外交から、社会主義諸国との外交を積極的に展開しようとする柔軟外交への政策基調の転換が見られたが、多くの問題を山積したまま一年が終っている。対中関係では、中国貿易を禁止した革命団布告第53号の廃止をめぐって壁にぶつかり、また対台湾関係をどう解決するかという問題は全然手がつけられていない。北ベトナム側から米軍の完全撤退の条件が出されたが、インド洋でのソ連の動きを警戒して、タイの軍事基地を維持しようとするアメリカとの間で板ばさみの状態のまま新しい年を迎えている。

また、経済面でも、国際収支面で堅調を持続してきているが、国内経済は、インフレと石油危機などから不況が続き、首都圏での失業は社会不安を招いている。インフレと不況の谷間で、インフレ克服か不況からの脱出かの選択で混迷した一年であったようである。都市労働者のストライキ



学生蜂起による死者の国葬

が73年に引き継いで多発し、それと同時に、その波が地方にも及び、農民の窮乏化を訴えるデモ、インフレの中での赤字操業に苦しむ漁民のデモなど発生している。そのような状況の中で、タイ経済の構造的矛盾が浮き彫りにされた一年でもあったといえよう。

かくて、タイの1974年は、国内政治、外交、経済いずれの面をとっても多くの問題を残し、混迷中の一年であったといってよいのではなかろうか。

### 国内政治

74年のタイの内政・外交は前年の学生決起をピークに高まった学生の運動、学生に指導されながら自由な雰囲気の中で発生してきた農民運動、前年からの物価高の中で高まってきた労働者の運動という3大運動と、政策決定機関としてのサンヤー内閣、国会の対応の内で展開されていく。しかしこの両者には、強い反軍感情の高まりで背後に退いた軍が大きな陰を落している。

5月31日、第2次サンヤー内閣が発足するがこれを画期として、第1次サンヤー内閣時代と第2次サンヤー内閣時代を分けて考えると、74年のタイの政治過程が理解しやすい。

第1次内閣時代、特にその初期は、前年12月20日に選出された国会と内閣の間がうまくゆかず、しばしば国会による内閣不信任を意味するような票決が行なわれた。また、学生団体の内閣に対する影響力は絶対的なもので、政策主体はむしろ学生団体であるかの如き様相を呈した。一方この混迷の政局の中で、軍部クーデターのうわさがしばしば流れた。

このような状況の中で第1表に示されるように地方においても、今まで抑えられていた不満がデモとなって噴出した。

こうした中で、5月21日、サンヤー内閣は退陣した。

各方面との調整を行なって、再度登場した第2次サンヤー内閣は第1次内閣とは異なり、国会の圧倒的多数、軍部、学生団体の支持によって成立したものであった。内閣は、憲法草案審議過程で成立した国会最大派閥99人会から多くの閣僚をいれてこれを与党化し、一方では、学生団体の要求する農民援助・土地改革などを政策課題とすることを明らかにした。

また第1次内閣時代に引き続きタノム、プラパート両元帥なきあとの軍部ナンバーワン、クリット陸軍司令官を治安維持長官に任命して大きな権限を与え、多くの重要問題について、クリット将軍の参加を得て決定している。このような、サンヤー体制は、引き続く学生、農民、労働者の運動の中で、揺れうごきながらも、74年を通じて維持された。

### 学生運動

第2次サンヤー内閣成立後、一方では政権の基盤が形成されていくが、その一方で、学生団

体は、決起後の強い影響力を失ってゆく。決起後、74年に入つてからも、タイ全国学生センター(NSCT)、タイ独立学生連合(FIST)、民主主義を求める国民グループ(PDG)、大学院学生グループ、タイ全国職業学校生センター(NVSCT)などを中心とする学生・市民団体は、たとえば、田中前首相訪問時における会見、新空港建設反対、CIA事件における調査、バーンナーサイ村事件の調査などを要求し、政府を動かしてきた。また、NSCTは、政府にも援助をあおいで、組織的に民主主義普及運動を行なった。

この学生団体内部、団体間の結束に乱れを生じさせるようなことが6月末におこった。それは、農民支援における意見の分裂であった。ここにおいて NSCT 書記長、副書記長は辞任し、最大の学生組織 NSCT は、急速にその指導力を失っていった。更にこの学生団体の分裂を一層深めたのは、9月23日の NVSCT を中心とする職業学校生の反 NSCT 集会である。軍政追放の大きな起爆剤となった職業学校生は、その後、当局への協力姿勢をとってきたが、憲法の4点の修正を求める NSCT など大学生グループに対し、彼らは、大学生グループの集会を上回る大集会で、国会の憲法案を支持した。

単に、学生間の意見の分裂だけではなく、決起後の熱狂が冷めてくるにつれ、NSCT 内でも、集められた多額の寄付金をめぐって汚職問題までも発生し、決起後の「革命の英雄」として高まった威信を失いかけている。しかし12月27日突然のタノム夫妻帰国に際し(NSCT, NVSCT などは含まれないが)、学生、労働者、市民の23団体は強い結束をみせ、彼らの中にある強い反軍政感情を明らかにした。

第1表 各地域別デモ発生件数

	県 数	事件数合計	1973年 11月	12月	1974年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
中央部	19	91	16	21	21	4	9	6	2	5	2	3	2
北部	13	60	12	13	17	3	5	—	1	3	3	2	1
北東部	15	84	11	24	17	13	5	3	4	3	1	1	2
東部	5	19	3	2	3	2	5	2	—	2	—	—	—
南部	15	68	18	15	18	7	8	1	—	2	—	—	—
合 計	67	322	60	75	76	29	32	12	7	15	6	6	5

(出所)『ザ・ネーション』11月4日。

## 憲法

73年10月決起以後の国政は、新憲法公布まで、72年11月に公布された暫定憲法によって、運営された。この暫定憲法は23条からなり、この中で、議会は国王の任命によることを規定し、首相には17条で国政全般にわたって、絶対的な権限を与えていた。

これに代わる恒久憲法制定・民主化要求の中で、軍事政権は追放されたのであるが、同年10月24日憲法に従い、内閣は、憲法起草委員を任命した。この委員会で草案がつくられ、閣議で検討された後、74年2月11日国会に提出された。そして第3読会を10月5日終了し、10月7日国王が署名し、8日に新憲法が公布された。この憲法はタイ史上13度目の憲法で238条からなっている（参考資料参照）。

新憲法の特徴は、第1に議院内閣制をとり、しかも、国会議員は必ず政党に所属しなければならないとして、軍政に代わって、責任ある強い政党政治による政治的安定を期待している。第2に下院においては、政党制を厳にしながら、国民代表によらぬ上院を置いている。第3に国家政策の指導原理の中に、土地改革などの新しい項目を入れている。第4に国民の基本権としての表現の自由においていくらかの制限がつけられ、依然、反共政策が維持されたことなどであろう。

上院は、法案提出権をもたず、内閣及び閣僚に対し不信任・信任案を提出できないとされ、下院に比べ、はるかに権限は小さいが、下院通過の法案に対し、条件付ながら拒否権行使でき、憲法改正においても上下両院議員は、同等に数えられるなどの権限を有している。この国民代表によらぬ上院制は大学生・市民団体の反対が強く、国王も、上院の国王任命・枢密院長副署は民主主義の原則に反するとして反対を表明し、新憲法公布後国会によって、上院は国王任命、首相副署に改正された。

政党政治に対する期待は、野党第一党的党首に特別の地位を与えたことにもうかがえよう。これは、イギリス政治の慣行を明文化したものであるが、政党による政権交代の可能性への道を開くものである。

しかし、このような憲法上の規定が、実際に実

施されて政党政治が実現していくには、多くの時間をするであろう。憲法では、閣僚・国会議員の財産公開を義務づけ腐敗政治の根を断とうしているが、そのための手続きなどは、未だ一切準備されていない。土地改革などにおいても法律が成立したが、如何にこれが実施されるかは今後の動きをみなければならない。

## 外交

73年10月、学生決起後の政治的空白を埋めるべく就任したサンヤー首的には、就任早々の議会で、「政府はイデオロギーの違った国をも含め、タイに対して敵対的態度をとらない国とは、いずれの国とでも友好関係を結ぶ」との新外交政策を発表した。74年のタイ外交は、この政策を基調にして展開した。

第2次大戦後のタイ外交は、一貫して自由主義陣営、特にアメリカとの協調を外交の基盤としてきていただけに、サンヤー首相の外交姿勢は、タイ外交の一つの転換を意味した。

その背景には、学生決起以降、軍事政権がとつて来た対米一辺倒外交への批判が高まってきたことがあったのは否定できないが、グアム・ドクトリン以降のアメリカのアジアからの撤退、ベトナム停戦、中国の国際政治への影響力の増大といった国際政治環境の変化を見落すことができない。

## 対米関係

対米一辺倒の外交から柔軟外交への転換がみられたとはいえ、タイ・アメリカ間の協調関係は、依然としてタイ外交の大きな柱となっている。

タイの安全保障は、現在も、SEATO条約および1962年のラスク国務長官とタナット外相によって発表された、アメリカによるタイの防衛保障に関する共同声明によって確保されている。

ベトナム戦争の激化にともなって、米軍の後方基地としての役割をにない、アメリカの東南アジア戦略の重要拠点となっているタイであったが、73年1月のベトナム和平の成立、続く同年8月のカンボジア爆撃停止以降、米軍の撤退が行なわれている。

カンボジア爆撃停止当時、在タイ米軍兵力は約

4万2000人、飛行機は600機であったが、74年1月までに兵力7350人、飛行機150機の撤退が完了している。1月現在、タイ米軍司令部は、現在の兵力は空軍3万人、陸軍4500人、海軍500人の計3万5000人、飛行機は、戦闘用機350機、その他100機で計450機と発表している。

3月になって、タイ政府と米軍の間に、5月中旬から米軍1万人を撤退させ、B52爆撃機を3分の1に減らすことに合意ができ、撤退が行なわれている。しかし、3月、訪タイしたラッシュ米国務次官は、インド洋における米ソの軍事力増強競争を重視し、「アメリカは、この地域に重大なる関心を持っており、必要な米軍部隊はタイに残す」と言明して、アメリカ側に完全撤退の意志のないことを明らかにしている。

学生は、1月のCIA事件(CIAの情報部員が東北部の町から、共産ゲリラの名を使った偽の手紙をサンヤー首相に送り、暴露された事件)以来、CIAのタイ国内における活動と合わせ、米軍基地の存在を非難してきていたが、7月になって、3大学で米軍の早期完全撤退を要求する集会を開き、さらに王宮前広場に集結して約1万人の反米抗議集会を開いている。

このような学生の反米気運を汲み取りながら、サンヤー内閣の外交顧問となった元外相タナット・コーマン氏は、「共産主義の脅威があるとしても、それはタイに外国軍がいるためである」と言明、米軍の完全撤退を要求する談話を発表している。

一時は、タイとアメリカの長い協調関係にひびが入るのではないかとの憶測も流れたが、チャチャイ副外相の「米軍の完全撤退は、北ベトナム軍のインドシナ地域からの完全撤退と同時にに行なうべきだ」という発言に代表される、当分の間米軍の駐留を認めようとする軍部、親米派の主張が勝って、タイアメリカ外交は、今のところ基本的に変化していない。

タイ政府は、タイにおける米軍基地はインドシナ戦争に限定するという当初の原則的取決にもとづいて、ソ連軍の動きが活発化しつつあるインド洋への偵察機をタイ基地から発進させていることに抗議しているけれども、タイが今まで通り、アメリカの東南アジア戦略の最大基点になってい

るのは間違いない。

### 対中関係

サンヤー内閣は、発足以来、対中接近を積極的に進めてきている。73年末には、石油危機を乗り切るため、中国から原油5万トンを買付け、74年に入って、政府、民間レベルでのスポーツ、医学関係、貿易などの交流を進めてきている。また、学生も、1月にタマサート大学で中国展を開き、多くの市民が会場を埋めた。このようなムードの中で、74年頭初においては、早急に国交が樹立するのではないかと思われた。

しかし3月、対中友好関係の促進に足かせとなっていた、対中貿易を禁止している革命団布告第53号(1969年公布)の廃止を政府が決定、国会にその廃止案を提出したところ、中国商品による市場のかく乱の恐れありなどの理由で、たな上げにされるという事件が起きた。この事件によって、対中国交樹立のための正式交渉は中絶した。

しかし12月6日、この廃止案が再度国会に提案され、今度は全会一致で可決を見て、年末になって、両国間の外交関係が活発化してきている。6日の革命団布告第53号の廃止直後に、タイ外務省に12月4日から16日間の予定で、北朝鮮、中国を訪問するタイ貿易代表団を公式代表として迎えるとの通知が、中国から入ったと政府筋が発表した。

同代表団の副団長として、國連を舞台に対中折衝を一手に引き受け、喬冠華中国外相と親しいアントン国連代表が加わっていることから、国交樹立に関する初の正式交渉が行なわれるのではないかとの観測も流れている。

革命団布告第53号の廃止から、国交樹立交渉への端緒が開かれているのは事実であるが、それが直ちに国交樹立と結びつくかどうか疑問である。同布告の廃止案が、3月にたな上げになった際、米国や日本と緊密な関係にある財界筋が必ずしも対中関係の進展に賛成していないことが明らかになっているし、また、台湾との関係も、軍事政権下で深くなってしまっており、これをどのように調整するかも大きな課題として残っている。

### 対社会主义諸国関係

社会主义諸国との外交に積極的に取り組んでき

たサンヤー内閣は、北朝鮮、北ベトナムとの外交、東欧社会主義諸国との国交樹立を積極的に進めている。

8月には、ブルガリアとの国交を樹立し、東独とも国交樹立についての原則的合意に達している。従来、ソ連、ユーゴスラビア、ルーマニア、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア等と国交をもっており、この結果、東欧諸国の中では国交のないのは、アルバニア1国を残すだけになっている。そして11月には、チャチャイ副外相を団長とする貿易使節団が東欧諸国を歴訪し、ポーランドとハンガリーとの間に、それぞれ2カ月以内に貿易協定を調印することの合意を得ており、対東欧外交は着々と成果をあげつつある。

9月、ハノイを訪問した「社会科学評論」誌の編集者パンサク氏が、北ベトナム当局者のタイとの文化交流を歓迎するとの意向をタイ政府に伝え、早くから北ベトナムとの交流促進を打ち出しながら、その糸口をつかめないでいたタイ政府を喜ばした。

そして、12月には、北ベトナムのグエンズイ外相よりタイのチャルーンパン外相あてに書簡が送られ、タイ国が米帝国主義のインドシナ侵略に荷担していることを非難しながらも、独立主権の尊重、互恵・平等を基盤とする両国間の国交正常化に関し、北ベトナムは早急に交渉に入る用意があることを伝えてきている。今後、両国間の国交樹立交渉は、米軍のタイ駐留問題を焦点として進展することになると思われるが、アメリカは今後も軍をタイに駐留させることを明らかにしている現在、その交渉は難航することになろう。

### ASEAN 外交

タイ政府は、柔軟なる外交を進めてきているが、74年の外交で見落せないのは、ASEANを通じての地域協力への積極的努力である。タイ政府は、「東南アジアは自立および相互協調により、共産側の脅威に対抗すべきである」との考えにもとづき、ASEANの中心的役割をになおうとしている。

ASEANの動きは、SEATOの形骸化を踏まえて、最近活発化している。第一次產品をめぐる戦略会議、国会議員会議などが開かれ、新聞記者連

盟の設立が予定されている。特に、最近のエネルギー危機、第一次產品の高騰などは、加盟諸国の結束を一層強めている。そして、インドネシアのマリク外相が ASEAN 発足7周年記念日に演説し、「うさんくさい目でみられ、冷笑さえされた地域機構は、いまやひとつの勢力となった」と述べているが、この地域機構とタイとの関係は、今後のタイ外交を考える場合の重要な要素となろう。

### 対日関係

72年末、反日ムードが首都バンコクで学生を中心に高まっていたが、対日不信は、74年1月9日から11日にかけての前田中総理の訪タイにあたって、学生による激しいデモでの歓迎となって燃えあがった。この激しいデモを背景に、タイ政府は、首脳会談を通じて日本に、①年間2億ドルを上回る貿易のアンバランス、②日本企業によるタイ国民経済の支配、③公害企業の進出などの諸点についての改善を要求した。

6月、東京で開かれた第5回日・タイ貿易委員会で、両国間の貿易アンバランス是正への努力が払われた。同委員会で、1974年のタイの対日輸出目標が94品目、5億3000万ドルとの合意に達した。前年の3億9400万ドルの対日輸出実績を遥かに上回っており、2億ドルの対日貿易赤字を埋めるまでに至っていないが、大幅に赤字が縮小すると期待されている。

8月、タイ政府は、外国人の入国制限強化措置をとっているが、それは、明らかに日本人の経済活動に対する制限と見られている。

9月に入って、三菱、三井グループが石油コンビナートへの参加を延期するという、日本の対タイ投資の歴史では初めての事態が生じた。これは、外国資本の流入に大きく依存する国際収支パターンを維持しているタイ経済に打撃を与え、タイ政府筋にショックを与えた。この参加延期の理由は、公害反対キャンペーンに答えるためと報じられているが、実際には、反日気運の高まりとともに、タイは、今や日本企業にとって必ずしも魅力ある投資市場でなくなつたためであろう。進出日本企業の中には、撤退ムードが出ているとの報道も流れた。

いずれにせよ軍事政権で、寛大なる産業投資奨励法による積極的な外因民間資本の導入政策と、日本の高度成長政策が結びついて、つくり出された日・タイ経済関係は、この一年を見るとき、調整期を迎えていたといつてもよいのではなかろうか。

## 経 済

72年の農業生産の不振に端を発し、73年末の石油危機によって拍車をかけられたインフレは、先進国のインフレの影響を受けながら、74年になつてもますます昂進している。73年末から10月にかけて卸売物価指数で30%，消費者物価指数で27%の高騰となっている。

このような物価高騰と学生決起以降の自由の雰囲気を背景に、73年に頻発し記録的件数(379件)に達した労働争議は、74年に入つても衰退することなく74年7月までに203件を記録し、73年同期とほぼ同じ件数に達している。今年に入っての争議は、6月の繊維労働者の解雇反対ストを契機として過激化している。

現在34労働組合が正式に団体として認められているが、非公式ながら全国連合といったような全国的連携と、全国的な指導体制が固まりつつあり、労働争議は単発的なものから組織的なものに変わりつつある。また、労働争議の要求内容も、単なる賃上げという経済闘争にとどまらず、解雇反対、配置転換反対、管理者(マネジャー・クラス)の更迭要求といった人事闘争の色彩が強くなっているのが目立った。また戦術面でも、管理者を長期間に亘って軟禁などといったケースが見られ、過激化してきている。

サンヤー内閣は、最低賃金を引き上げるとともに、8月、労使関係に関する内務省令を出し、争議の早急な解決を図る措置をとっている。それによると、労働者側は要求提出後2日以内に交渉を開始(これまで最大21日)、交渉開始後2日以内に合意に達しない時は、労働局に通報(これまで7日)、労働局は24時間以内に調停委員を任命(これまで5日以内)、調停開始後5日以内に解決しない時は労働者側はストライキに入ることができるうことになって、早期解決体制がつくられている。

一方、インフレの昂進とともに需要の伸びが停滞し、ユーロドラーの異常な金利高騰による資金の入取困難、国内金融市場の逼迫などから、産業界は資金調達に苦しみ、売掛金回収の困難も重なって工業生産活動は低迷している。特に、石油危機と日本における繊維産業の不況の余波を受け、繊維産業の低迷が目立ち、一時50%の操業短縮といった事態を招いている。

都市において、工業生産活動の低迷状態がつづき、農村部でも、東北タイの旱ばつがあり、職業を求めて農民が都市に流入し、首都圏の失業者が増大し、治安の悪化が見られた。このような繊維産業を中心とする深刻な不況を脱するため、政府は、いくつかの救済措置を構じている。中央銀行であるタイランド銀行は、9月に、金融の異常な逼迫に対処して、預金準備率を1%引き下げ7%にしている。また、それと同時に金融政策の一部手直しを行ない、約束手形金利の再度引き下げ、政府の保証を担保にして資金の貸付けなどの措置をとっている。タイランド銀行は、この預金準備率金の引き下げで6億5000万バーツが一般貸出資に振り向けるとみていた。これらの措置を契機にして、金融は若干緩和の傾向を迎えていている。7月から8月にかけて高水準を続けていたコールレートが、預金準備率の引き下げなどをきっかけに12.5%前後に下がり、10月中旬ごろから12.25%程度に下がっている。といっても、現在のところタイ経済が全般的不況状態から脱しつつあるといった楽観的観測は許されないようである。

## 生産の動向

### (1) 農業生産

1973/74作付年次における農業生産は全般的に天候に恵まれ、72年末以来の世界的な第一次產品価格の上昇傾向に支えられ、順調に伸びている。

農業生産の中心である米は、73/74年に1430万トンを記録し、前年比16.1%の増産となった。これは天候にめぐまれたことに加えて、国際米価高騰にともなう二期作の奨励、耕地の拡大などといった政府の努力も多分に影響している。74/75年の生産は1974年の植付期に東北タイが旱ばつに見舞われてはいるが、国全体としては前年並みに近

い生産が確保されるものと見込まれている。

73/74年におけるメイズ生産は、好天気にめぐまれるとともに作付面積の拡大(前年比11%増)などがあって、地域的には旱ばつ、虫害があったが230万トンと、前年の130万トンに比べて約80%の飛躍的増産となっている。また、1974/75年ににおけるメイズ生産は、73/74年をさらに上回って250万トンに達するであろうと見られている。

73/74年におけるゴム生産は、73年来の国際価格の高騰が生産意欲を刺戟し、順調に伸び、41万2000トンとなり、前年の33万6900トンと比べて26%の増産となっている。74/75年も、73/74年並みの40万トン台を維持できるものと期待されている。

その他、ケナフ、タピオカも、73/74年にはそれぞれ前年比31.9%、25%増を記録している。74/75年においては、ケナフは、旱ばつと作付転換(キャッサバへの)などがあって、73/74年に比べて30%の減産が予想されている。タピオカは、世界的な飼料不足を反映して国際価格が上昇しているので、74/75年も引き続き増産が見込まれている。

## (2) 工業生産

インフレによる需要の停滞と国内金融市場の逼迫、さらに石油危機の影響などがあって、73年が順調に拡大したのに反し、全般的に減産傾向を辿り、経済不況が深刻化している。

特に、減産が予想されるのは、続発するストライキ、そして操業短縮などで、この一年苦しみつづけた繊維産業であるが、12月末現在、その生産額が公表されておらず正確なところは分らない。

インフレによる需要後退で減産が目立ったのはミルク産業である。缶詰ミルク生産は、74年6月現在、昨年同期に比べて24%の減産、練ミルク生産も、6月現在、昨年同期に比べて17%の減産となっている。

73年の石油危機以降減産傾向をつづけている石油製品は、8月現在、46億1400万リットルを生産しているが、昨年同期の53億9800万リットルに比べて15%の減産となっている。その他、減産の著しいものとしては合板産業で29%、亜鉛鉄板10%があげられる。

全般的な工業生産の減産傾向の中で、麻袋(6

第2表 工業生産の前年度比較とその変動

	1973年	1974年	変化率	時期
ピール(1000リットル)	32,193	31,756	-1.4%	9月
練ミルク(トン)	44,653	36,992	-17%	6月
濃縮ミルク(トン)	9,479	7,227	-2.4%	6月
煙草(トン)	14,174	14,860	+4.8%	9月
麻袋(1000袋)	39,462	54,340	+38%	6月
合板(1000枚)	1,171	833	-29%	4月
セメント(1000トン)	2,774	2,934	+5.8%	9月
白セメント(トン)	31,225	31,347	+0.3%	9月
石油製品(100万リットル)	5,398	4,614	-15%	8月
亜鉛鉄板(トン)	64,616	58,134	-10%	9月
銑鉄(トン)	9,031	10,155	+12%	8月

(出所) *Economic Review—A Supplement of the Bangkok Post*, Jan.-Dec. 1974.

月現在38%増)、煙草(9月現在4.8%増)、セメント(9月現在5.8%増)、銑鉄(8月現在12%増)などが増産となっている。

## 物価の動向

物価動向の中で特に注目されるのは、消費者物価の中で食料品の値上がりである。食料品は、73年において20.3%の上昇を記録したが、9月末現在、前年同月と比べると42.2%となり上昇は著しい。政府は、首都圏において、米、肉の値上がりが生活に与える影響が大きいことから、価格統制や低価での政府米の放出を行なってきたが、食料品の値上がりを抑えるまでの効果をあげえないでいる。

その他の項目で目立つのは、石油価格の高騰とともに交通、運輸費の値上がりである。首都圏では、10月現在、前年同月に比べて55.9%高くなっている。

卸売物価は73年を通じて全体で14.9%高くなっているが、1974年に入ても高騰をつづけ、73年末から74年10月までに30%高くなっている。特に、石油製品の高騰が目立ち、10月現在、前年同月と比べて103.5%の値上がりとなっている。

## 国際収支の動向

1972年に約2億ドルの黒字を出したタイの国際収支は、73年にも、国際的な第一次產品価格の高騰が石油危機によるマイナス部分を相殺してなお余りを出し、4300万ドルの黒字となった。この黒字傾向は74年に入っても続き、74年第1四半期に

は3億5600万ドルの黒字となり、特に注目されたのはタイ国際収支の歴史では希有な貿易収支が黒字になったことである。

しかし74年の国際収支は、第1四半期こそ貿易収支が黒字になったとはいえ、その後は赤字が続いている。結果的には従来のタイの国際収支パターンの通り、経常収支の赤字を資本収支の黒字で埋めるという型になっている。

資本収支のうち、特に民間の長期資本の流入が増大しているのが74年国際収支の特徴である。民間の長期資本は、74年第1四半期には前年同期に比べて4180万ドルの増、第2四半期には前年同期に比べて1660万ドルの増、第3四半期には前年同期と比べて3670万ドルの増となっている。

74年国際収支でその変動が注目されたのは、ここ毎年増大してきた観光収入であった。石油危機による国際航空運賃の値上り、国内でストの続発(特にホテル従業員のスト)、治安の悪化などで、観光客の減少が予想されていた。しかし観光収入は、9月末現在、前年の観光収入を1530万ドル上

回る結果となって順調な伸びを示している。

また貿易収支に関しては、73年来輸出量はほとんど変化しないまま、第一次産品国際価格の高騰で輸出額を順調に伸ばしてきていたが、74年4、5月を頂点として、第一次産品の国際価格は若干下落気味となって、貿易収入が減少しているのが注目される。米は5月にトン当たり10,515バーツであったのが、8月には、9527バーツに、ゴムは4月にトン当たり17,363バーツであったのが8月に12,009バーツに、錫は5月にトン当たり187,937バーツであったのが、177,091バーツに、メイズは4月に2920バーツであったのが8月には2491バーツとなっている。

74年のタイ国際収支は、第3四半期終了時点では3億4930万ドルの黒字となっており、国内経済は不況とインフレで悩みながらも国際的には堅調を持続している。外貨準備も順調に増え、10月現在、14億8930万ドルを記録し、前年末より4億0730万ドルの増となっている。

## 重 要 日 誌

1月

1日 ▶国王の新年メッセージ——「いくつかの危機が経済・財政・政治構造に影響を与えつつある。国民は、決断と長期的視野をもって対処せねばならない。」と全国民に混乱状態の回避、国民の相互信頼公益のための自己犠牲よびかける。

▶サンヤ首相は、石油危機を訴え、状況打開のため、国民の統一と理性と公正を訴える。

3日 ▶政府は、来週から全石油の市場操作を行ない、重要11産業に優先的に割当てると発表。

指定産業——①農耕を含む農業関係産業、②石油採掘③鉱光産業、④鉱業、⑤教育機関産業、⑥輸送を含む輸出指向産業、⑦公益事業、⑧石油製品製造業、⑨工芸産業、⑩漁業、⑪畜産業。

▶チュラロンコン大学で、学生・教師などによる経済セミナーが開かれ、田中首相訪タイにおける学生の役割、日タイ関係の改善が論議され、不必要的な産業に対する日本の投資抑制、日本が途上国との関係で、オープンマイドであることなど、田中首相への提案を決めた。

4日 ▶外相は NSCT 書記長ソムバットと会談し、田中首相訪タイ中、学生が混乱をおこさぬことを要請。NSCT は、田中首相訪タイ時には、エラワンホテルが学生デモの中心となると発表。

▶米軍3700人の撤収発表。現在駐タイ米軍は3万5000人になったと最高司令官発表。

5日 ▶米大使館 CIA が国内問題に介入したこと認め——米大使館は、タイ共産党の大物 Chamras の名で、首相や新聞社に送られた、共産側の自治とひきかえに停戦を認める手紙は、CIA が書いたと政府に陳謝。これで CIA が、国内問題まで干渉していることがはじめて明らかとなる。

▶新空港建設反対運動高まる——新しい空港の必要があるのか、あるとしたら Nong Ngu Hao は適地かで、論議が高まっているが、20億バーツの出費は経済危機の中で余裕がない、予定地は政府高官の所有であり、空港としても不適であるとして、NSCT, FIST, 大学院生グループは6日、政府に抗議。7日、交通郵政相の説明を不満として学生活動家、首相と会見し、建設契約の破棄陳情。

6日 ▶CIA に対する抗議高まる——NSCT と PDG (民主主義を求める国民グループ) は米大使館に抗議した。

7日 ▶VSCT 田中首相抗議方針決める——27校の代表が集まった執行委員会で VSCT は、空港・エラワンホテルを抗議集会地と決め、この運動中、警察当局と協力していくことを決めた。

▶NSCT は首相に、タイ側の対日政府機構の改善を要望。タイ側のたるみが日本との経済関係で不利を招いている一因としている。

8日 ▶政府、買占め取締強化——憲法17条の首相大権により、買占め商品を没収し、公表する方針を決める。このため商務・農務両省は商人の適正在庫量を決める。

▶PDG のチュラユット世話役は首相と会見し、物価統制のための部局創設を陳情。また買占め緩和のため、学生が協力することと伝える。

▶日本人学校認可される。

9日 ▶田中首相の訪タイ——晩餐会の席上、サンヤ首相は経済発展のための東南アジア閣僚会議を訴え、田中首相は東南アジア青年の船計画をのべた。

この日 3000人の NSCT, VSCT, FIST の学生がエラワンホテル前で抗議。700人の VSCT 学生は丸デパートに押しかけ、窓ガラスを割った。また JETRO 前でプラスチック爆弾爆発。

▶米大使館にも抗議——反田中集会の後 PDG の指導下に数千人のデモ隊が大使館に CIA の国内問題干渉を抗議。またキントナー米大使が訪問しているチェンマイ大学でも、北部学生センターは CIA 問題について大使に抗議して米国旗を焼いた。

10日 ▶日タイ首脳会議で、経済協力・運輸・原料供給・融資援助などが話し合われた。商務大臣は、田中首相に2国間の輸送について、2国間協定の原則を要望し、またタイ企業のため、半製品供給確保を要望。蔵相は円ローンの条件について要望。

▶田中首相 NSCT 代表と会見——日本の経済支配、日本製テレビ番組の影響、関税、日本人の行儀の悪さ、環境問題などが話し合われた。その後学生は、首相のいいのがれと傲慢さに驚いたと語った。

▶職業学校生徒、教育省舎を占拠——9日の5000人のぼる職業学校生の教育省抗議デモにつづいて、10日 2000人余の生徒が火器弾薬をもって省舎を占拠した。彼らは、職業学校卒業生が、より高次の教育機関への入学のチャンスの増大、卒業生に学位を与えることなど要求している。16日文部相はこの要求を容れる。学生は解散。学生間の乱闘で1人死亡。

▶商務省、買占め防止策打出す——首都および隣県の商品（7品目指定）保持者は10日からその量と場所を報告することが義務づけられた。指定された7商品は、食用植物油、洗剤、パルプ、印刷紙、新聞用紙、麻袋、鉄棒。

11日 ▶田中首相、日本人工商会議所メンバーと会見——この席で石油危機にも拘らず、原料供給を日本国内と同等にすること、援助計画達成のため、港湾および基礎産業の発展に特別の注意を払うこと、などが陳情された。

12日 ▶NSCT 主婦のための大会開く——1000人の学生社会人が参加し、政府に1週間の期限をつけて物価上昇に対し、効果的措置をとるよう要求。彼らは物価騰貴の原因を石油危機、買占めおよびこれを助ける銀行とみている。

13日 ▶ラノーング県で知事が不当利得者に甘いとして、1万人以上の集会があった。また各地でデモがある。

▶政府、高利貸に対する不満調査委員会設置——これは北中部の農民と高利貸の間にトラブルがたえないことで設置された。

14日 ▶中国から5万トンのジーゼル油——石油燃料公団理事長によると、華潤公司との間に供給契約が結ばれた。

▶バス7台焼かれる——バス値上げに反対する500人の利用者はバスを焼いて反対した。

▶ウドンで反米集会——CIAの国内干渉に端を発して、2000人の学生が米軍基地撤去のデモを行なった。

15日 ▶CSOC（共産主義者抑圧本部）から内部告発——アナント少佐を中心として6人の軍人警察によって書かれた『親愛なる共産主義者』によると、過去8年間に反共産主義者作戦のため4万7300人が従事し2600人が死亡した。また40億バーツが使われたという。

▶タイ、モンゴルと国交。

▶警察、NSCT、VSCTと協力して買占め、不当利得者の取締り始める。ソムバット書記長、商務大臣と会談して、取締りの方法を話し合った。

▶国会、内閣提案の自動車登録税法案否決。

16日 ▶首相、反共政策を再確認——首相は、CIAは麻薬取引の監視などをしている点で有益である。しかし国内事項の干渉については、現在検討中と発表。また共産反乱者に対する政策はかえないと発表。

▶外相、外国人記者クラブで演説——この中で外交政策を次のように語った。

①特に近隣諸国との善意ある理解の促進、②効果的地域協力の全面的支持。これが地域全体の安定と繁栄の道である、③社会制度・イデオロギーに拘らず、全てのタイ

に悪意をもたぬ国との友好関係の増進、④長期政策として、東南アジアの中立化、⑤タイへの援助は、國力を増しタイ経済を自立させるものでなければならない。

18日 ▶第3次5カ年計画の改訂——閣議でこの計画は失敗であり、國家経済社会開発庁に状況に合せて改訂させることにした。この失敗の原因として、①資本財の価格上昇をもたらした国際金融情勢、②石油価格の上昇、③過去3カ月間の続発する労働不安、④インフレと物の買占め。

19日 ▶首相、国王に謁見——内閣は国会において、自動車登録新税案を否決され、また物価騰貴の責任として、学生団体に3経済閣僚の辞任を要求され苦境にあるが、首相は国王に謁見して、国事と国会の動き報告。

▶ノンカイ・ナコンパノムで共産側の攻撃。

連日の戦いで、7人の警察官、家族死亡。

21日 ▶ラオス国境を越えてきたタイ人民解放軍は、Baan Na Sai 村付近に解放区をつくろうとして失敗、この攻撃は25日頃まで続く。

22日 ▶学生、日本製テレビ番組の上映禁止要求——広報局は、この要求に従いタイ製番組優先および道徳的・芸術的価値のガイドラインを設けた。

23日 ▶中華人民共和国展開かる——30日までタマサート大学で、反共法の存在にも拘らず開かれ、毛沢東の肖像がはじめて公衆の前にでた。

25日 ▶国会は自動車登録税法案を緊急令として承認。また政治目的のための5人以上の集会を禁止した革命団布告4号（1958年）を廃止した。

▶コンケーン大生、タイ人民解放軍リーダーと会見——彼らはノンカイの Baan Na Ngiew 村で会見し、解放軍リーダーは停戦の条件として、①政党を組織する権利、②CIAの追放、③米軍および施設の撤去、などを求めたという。

26日 ▶旧政権下の政治犯釈放——1971年11月のクーデターをやった軍事政権を告訴し、反逆罪にとわれた3元国会議員は、NEC令36号廃止国王署名のち、解放された。

28日 ▶副外相は、石油危機緩和方法として、①タイ湾での石油開発の促進、②石油開発において外国企業との合併の促進、③石油の節約と価格安定のための介入を語った。

29日 ▶今年の成長率予測 5.6%——国家経済社会開発庁によると1973年の成長率は7%となり、この高成長は豊作と高輸出価格によってもたらされたという。

30日 ▶外相は、米国はタイへの軍事援助を減らし、経済・教育協力に重点をおくべきだと発言。

31日 ▶拘留回教徒釈放——革命団布告43号（社会に望

ましくない人物の拘留を政府に認める)により、3年近く分離運動の疑いで拘留されていた回教徒152人が釈放された。

## 2月

1日 ▶オーストラリア首相ウィトラン訪タイ——31日から6日間の日程で訪タイしたウィトラン氏にサンヤ首相は、貿易の不均衡の是正を要望した。またウィトラン首相は「東南アジアの安定と平和はオーストラリアに有益であり、ASEANの東南アジア平和・自由・中立構想を支持する」と語ったという。

▶タイ銀行、インフレ抑制策——銀行預金利子を定期7%から8%に、普通3.5%から4.5%にした。また預金準備金率を7%から8%に。タイ銀行貸出金利を10%から11%にした。また基礎産業(鉄鋼・化学・建設資材)などに最優先に信用供与し、基礎資材の生産コストを下げる方針。

2日 ▶タイにおける外国投資の是非を調査する委員会を工業相任命。この委員会はBoI設置以後、外国投資がタイ経済に与えた影響を調査する。

3日 ▶ターカー・ナンーチエンライ間の2本の道路は共産側の攻撃で着工できます。

4日 ▶国防相タウイー訪中——中国との間には石油取引、政治諸問題が話し合わせられる予定。タウイー氏は、タイオリンピック委員会委員長の肩書による訪中である。

▶1973年の投資——外国企業規制法が景気後退をもたらすとの予測に反し、1973年は投資額は最大となりBoI(投資院)により奨励を受けた企業は87、総額85億5585万バーツである。87企業中47は合弁で大半は日本との間の合弁である。

6日 ▶農務省、米価安定計画発表——これによると主要米作地に倉庫をつくり、米市場に介入する方針。また仲買業者の影響を減らすため各県の中央市場をつくる計画。

▶インガソル米国務次官補訪タイ——サンヤ首相、チャルーンパン外相と会見。タイ側は軍事協力から経済協力に重点がおかれることが要望。またインガソルは砂糖・繊維の輸入割当ての増大、タイへの肥料供給の考慮を約した。

7日 ▶PDG憲法案を非民主的と発表——彼らは、①上院は国民投票にするべきだ、②政治的イデオロギー表現の自由の条項を加えよ、③地方首長は公選にせよ、と要求している。

9日 ▶副商務相、来月医師団の訪中を発表。これは薬品の取引に結論を出すため。また5月頃までに民間が中

国と直接取引するようになろうと見通しをのべた。

11日 ▶憲法草案内閣へ——プラコープ司法大臣を長とする憲法起草委員会の草案が10時間以上に亘って閣議で検討された。ここでは、①王位継承を規定した血統令の修正廃止はできないことを憲法に明記する、②大学講師と上下議員の兼職の禁止、③146条に議員提案で、予算を伴う立法は事前に首相によって修正されるという条項を加える、④216条の削除、の4大修正が行なわれ、国会に提出された。なお、サンヤ首相はこの憲法を最も民主的で完全な憲法と評価。

12日 ▶政府は友好通商条約を更新しない方針——現在17カ国との間にこの条約関係にあるが、外国人企業・職業規制法の2法に対し、外国からの圧力がかかるのを避けるためという。

13日 ▶Doi Inthanond山頂のレーダー基地建設に反対している学生自然保護団体に“アカ”攻撃連日続く。

14日 ▶米大使館員が語ったところでは「現政府の決断のない雰囲気が、米投資家に次の選挙まで静観の態度をとらせている。」

▶PDGのチュラユット氏らは、先月の共産テロ軍と政府軍の戦闘中、ノンカイ県Baan Na Sai村では、政府軍によって村が焼かれ3人が死亡したと告発。

▶インド洋での米ソ海軍について公式論評。

(1)タイ国は、インド洋は平和地帯の宣言がなされるべきだとの国連の決議を支持する。

(2)タイ国は、近隣諸国に大国の介入があることを望まない。海洋国家として、インド洋では緊張がないことを望む。

15日 ▶首相Baan Na Sai村民に会う——PDGと首都に来た4人の村民は首相と会った。彼らは誰もが共産主義者のレッテルをはられる村には帰りたくないといっている。

▶国会で副首相は「政府は、共産主義者の国内反乱問題は、中国、北ベトナムなど社会主義国との接触で解決できると信じている。現在、北ベトナムとの対話を模索中である」と語る。

17日 ▶文官と武官の協力——国家安全保障会議と国家経済社会開発庁は、共同で非常事態に対処する共同準備センターをつくった。これは主に経済の非常事態に対し、文官と武官が共同で行なう最初の準備計画である。

18日 ▶政府、土地改革に合意——農務次官は「サンヤ首相は土地改革に合意した。この法案は内務省と農務省の合意でつくられ、主要目的は農民に土地所有権を与えることである」と語る。1971年現在中央部では35%の農家が借地農である。

▶地方行政局、民主主義の普及運動はじめる——これ

は3月末まで続けられ、この指導は、旧タンボン会メンバー、村の教師などを対象としてなされ11万0393人が指導を受ける予定。

**19日** ▶クーデターのうわさ流れる——NSCT, PDG, FIST の首脳は秘密会を開き、この数週間流れている軍若手のクーデターのうわさを検討した。

▶強力な証券市場の育成へ——大蔵省は、銀行預金による所得に課税し、資金を直接投資に流す方針である。

**20日** ▶NSCT, FIST, PDG の主催による Baan Nai Sai 事件の真相を明らかにするための集会が開かれた。これには1万人以上が参加した。共同コミュニケは「民主主義および国家の存続を乱す事態に直面した時、共同の力で人民の利益・権利・自由を守る」と宣言。またチュラユット氏は「クーデターの場合は、事前の知らせがなくとも、プラーメーン広場に集まり、最後の1人になると独裁と闘おう」と呼びかける。

**21日** ▶タイ漁民協会、首相に陳情——50万人にのぼる会員を有する漁民協会会长は、首相にディーゼル油の供給、魚粉の輸出解禁、漁具に対する低課税を求めた。

**22日** ▶19日、内閣は内務省に Baan Na Sai 事件の調査委員会の設立を命じたが、国会では独自の調査団が否決された。これは、国会の間接的政府信任投票である。

**24日** ▶民主党セニ氏を党首に——政党としてはじめて民主党が、次の選挙への名のりをあげた。3000人以上が参加した党大会ではセニ党首および24人の執行委員を選出した。セニ党首は「北欧型の社会主義を目指し、政党政治を力づけ、社会における腐敗の根絶、社会正義を確立する。党は財産権を尊重し、農民を無視せず、公益・国営企業を支持する」と語る。

**25日** ▶工業相 Osot Kosin 演説——ECAFE によるエネルギー危機に関する会議で「タイはエネルギーの大部分を輸入石油に頼っており、石油の供給量・価格は、経済社会開発に大きな影響を与える。特に価格騰貴は、成長の障害となる。これはインフレを促進し、国際収支は悪化をきたしている。石油輸出国の余剰金が低開発国の利用に供されることを望む」と演説。

**26日** ▶サンヤ政権下で三度目の石油価格値上げがみとめられた。

**27日** ▶安全保障会議、対共産主義者政策変更——投降を促進するため、武力弾圧から、政治的戦略に重点をおくことを決める。また、この席で革命団布告53号（中国との自由貿易を禁じたもの）廃止問題もとりあげられたが結論です。

### 3月——

**1日** ▶農民、米価で政府にはじめて要求——15県の米作農民1000人以上が、首都で米価値上げの要求をし、この後代表が首相に、①現在の仲買商人売渡値、クワイエン当り1800バーツを政府は3000バーツ保証せよ、②政府はディーゼル油を確保し、農業団体に一定の供給を確保せよ、③政府は肥料・農薬を確保せよ、の3項目を陳情。首相は米のプレミアム3億バーツでの価格保証をやると語ったという。

**4日** ▶Mae Klong 河の公害悪化——乾期とともに水量の減った川に砂糖工場から流出する多量の糖分の多い温水は川の生物を死滅させ、またサムットソンクラーム県、ラッチャブリー県民30万人の飲水、日常生活に影響を与えている。

**5日** ▶政府、農業政策を発表——閣議で、農業に対する政府の努力として「銀行からの借入により倉庫建設をし、農民団体が米の取引ができるようにする。また農民団体による米の輸出を促進する。農民援助基金へ米輸出プレミアムを割り当てる」と発表。

**6日** ▶新しい力の党 (Palang Mai) 選挙出馬へ——学生蜂起後結成された党は「立憲王制の支持、あらゆる独裁反対、より公正と機会を国民に与える経済組織の促進」を基本政策として、農民を含めた多彩な顔ぶれで選挙へ。党資金としては、党員の寄付によるが、大衆に基づきおき、彼らの献金に頼る政党を考えている。

**7日** ▶内閣から国会に提出された憲法草案の審議はじまる。35人の第2読会の委員は、国会に決める権限があること、逐条審議の方式でやることを決めた。

**8日** ▶民主党反セニ派の動き——Chumphol Maneenner 氏を中心として、1400人の党員をもつ民主党の反セニ派が、新党をつくった。

**9日** ▶7 社会主義政党、4 労働団体合併——連合経済党、社会民主党、民主戦線党、人民戦線党、スリ・阿拉ヤタム党、社会党、労働党の7党、南部労働団体、セリタクシン、社会主義戦線、タイ労働センターの4労働団体は、合併の合意をした。外交政策については、どの国ともイデオロギーに拘らず、友好関係をつくり、外国援助は、ひもつきでないものに限る。また経済政策については一致しなかった。党資金は出版物収入および寄付による。

**10日** ▶民主主義宣伝に派遣する学生の訓練キャンプ始まる——国立大学局によると4月休暇中に1万5000人の学生が民主主義の宣伝のため各地に派遣されるが、このため500人を一グループとする訓練が始まった。

▶漁民ストの方針を決める——34漁業協会の会談の結果、政府交渉が失敗した時、3月21日に漁に出ない（ス

トライキ) を実施することを決定。

11日 ▶一部漁民ストに入る——サムット・プラカン県では、漁業協会がストに入った。

▶政府は閣議で魚粉の輸出解禁の決定をした。

▶民主党3派に——反セニ派のうち、Ta-Ngai 氏は Chumphol 派とともに第3の民主党をつくった。

13日 ▶米不足で密輸取締機関設置——商品の国境での密輸を取締る委員会できる。これは学生蜂起以後廃止された BIFGD の復活である。

▶中国は「タイ国が必要としない商品は輸出しない」と伝えてきた。これはタイ側の自由貿易による中国商品の乱入の懸念を解くもの。

14日 ▶NSCT, FIST 市民の自由連合などの学生団体は農民の生活改善の提案を政府にし、①全国に農民居住地区をつくり、ここに在住する農民は当初給料、その後安い地代で農地を払い下げられる、②全国に農民協同組合をつくり、この組合は農業・組合銀行および農務省と協力する、③憲法の中に土地改革の規定を加える。この3案中1案を採用するよう政府に要求した。

15日 ▶農民援助基金法案起草委員長は年100億バーツの資金を集めるため全農産物輸出品にプレミアムをかける方針であり、この基金は農産物の価格安定のため、使われる語る。

▶チエコスロバキアと国交。

▶国会憲法審議第1読会で上院制反対強い——民選によらない上院案に対し、強い反対がなされ、その理由のひとつは、国王を政治の中に引きこむものだという非難である。

16日 ▶汚職減らず——会計検査委員長は、公務員の汚職で毎年1億バーツの金が失われ、この傾向はサンヤ政権下でも変わっていないと語る。

17日 ▶米不足で、新規の米の輸出契約は一時禁止と商務省発表。

18日 ▶首相辞意もらす——サンヤ首相は、米不足問題・漁民のストライキなど、政府に対する批判の高まりに対し、憲法の第1読会審議終了後辞任したいと側近にもらした。

19日 ▶閣議で、中国との自由貿易を禁止した布告53号を廃止決議。この案を国会に提出した。

20日 ▶ビルマ内紛でビルマ人タイに避難——ビルマ軍は、タイ=ビルマ国境のカレン族に包囲された Myawaddy を攻撃。2500人のビルマ人が Mae Sot 側に避難した。またこの戦闘でタイ領内のタイ人2名死亡。

21日 ▶漁民、全国ストライキに入る——このため魚の供給量は半減している。

22日 ▶商務省は、米の国内価格を落着けるため、輸出プレミアムを上げ、各月の民間輸出割当を半減した。また農民福祉のため、政府米の値上げを発表した。

23日 ▶国会、政府提案の布告53号廃止案を保留——多くの議員は、中国との貿易について基本的には賛成しているが、民間貿易になった場合の中国商品の乱流に懸念を示し、また政府が急速に布告53号廃止を提出した理由の説明を求めている。

25日 ▶農民、政府に農地の買戻し要求——債権者に差押えられた農地を政府は憲法17条の首相大権で買戻し、再び旧所有者に売渡せという500人の農民デモが首都で行なわれた。彼らは30日まで連続して、政府に要求を行なう。

26日 ▶首相、現在の経済状勢の打開ができなければ辞職すると語る。27日蔵相は「政府の努力にも拘らず、物価騰貴には解決策がない。政府の努力を国民が信頼してくれなければ、辞職せざるを得ないというのがサンヤ首相の真意だ」と語る。

27日 ▶漁民スト中止へ——石油不足は深刻であり、減税要求の見通しもないが、漁民協会は「国民経済の混乱に対し国家的利益を漁民集団の利益の上におく」という考え方でスト中止の方針を出した。

▶首相、学生団体の農民の生活改善提案に答える——首相は農民援助委員会に、農民負債者に1年間の徳政期間を与える方向で債権者と協議に入ることを指示。

28日 ▶政府駐タイ米軍に対する態度表明——インド洋における偵察のため、ウタパオ基地のB-52が使われるというジェシングー発言に対し、タイ国からの米空軍の活動は事前に、両政府が協議しタイ側が承認を与えた場合のみ許されるという原則を明らかにした。

29日 ▶タイ=米の合意で、年末までに現在3万4800人の駐タイ米軍を1万人ほど減らすことになった。

30日 ▶首相、国王に謁見——この席で国王は、現在の危機を世界危機の一環とみ、「国民との理解に達するよう」と語った。

▶首相、政府強化、経済危機の乗切はかる——首相は現状打破の意欲をみせた。閣僚の多くは辞任の用意があるが、首相に引きとめられているという。また首相は、首相顧問としてプエイ博士など著名なエノミスト7名による経済諮問委員会、外交にはタナット氏、汚職問題にはアタシット警察少将をむかえ、政府強化をはかった。

31日 ▶総理府、首相声明を発表——「全国民は現在の経済混乱を克服するため一致協力しなければならない。首相は、国王に辞職を求めた事実もないし、内閣の改造も考えていない。政府はその使命が未だ達成されていないことを認識している。内閣は国家と国民のため、真剣

にかつ協力して、その全能力を發揮し直面している多くの問題を解決する覚悟である。」

▶外相はコロンボの ECAFE 大会で、駐スリランカ中国大使に貿易の原則に関する公式文書の提案をした。

▶政府環境対策強化——國家環境委員長スキット副首相は工業相、副外相とともに東海岸チヨンブリー県を視察。同委員会は公害防止のため國家経済社会開発庁、投資委員会とともに当地域の石油化学・原子力発電・精油などの工場立地を検討する。東海岸は重要な観光地であることにもよる。

## 4月

3日 ▶憲法第1読会通過——違憲立法審査権を有し、国会議員の身分についても審査できる憲法裁判所(11章)の構成で論議されたが、全12章が国会第1読会を通過。

4日 ▶企業内組合を越えた労組の結成へ——現労働関係法は、企業内組合のみしかみとめず、各産業毎に労働協会が組織されているが、この法を改正し、一般組合を規定するため、労使代表・工業相代表3者15名による改正検討委員会がつくられた。

▶国会は35名の憲法修正委員会を任命した。この委員会は第1読会の審議に基づき、修正案の提案を45日以内にしなければならない。

5日 ▶国会、政府提案の布告53号廃止に検討委員会を設ける——国会はこの問題を秘密会にして討議したが、この会で結論を出すことを避け、政府側10人、国会側11人の対中貿易検討委員会を設けた。国会では、カサメ電気公団理事長を中心とした公務員・実業家からなる100人以上の水曜会議員が、政府提案の民間貿易案に反対したという。

▶サンヤ首相、ラオス連合政府樹立を歓迎——ラオスとの友好を望むとの祝電を打つ。

8日 ▶著しい物価上昇——経済局長は1973年の物価上昇は18%にのぼり、一方1人当たり平均所得は8.5%の増大にすぎないと語る。物価上昇の原因は食料品の値上がりによるところが多く、特に米価は2倍になった。また1人当たり年間所得は4000バーツになったという。

9日 ▶建設協会は今後、政府の建設計画の入札には応じないと発表。彼らは資材の2倍にのぼる騰貴により、政府に既契約分の建設期間の遅れ、代金の大幅な追加を認めるよう要求している。

10日 ▶米の輸出順調——今年第1四半期中に42万3634トンの米を輸出し、42億0800万バーツにのぼった。これは1972年に次ぐが、米価格が平均トン当たり昨年の4000バーツから1万2000バーツの3倍になったことによ

る。

▶外相ビルマを訪問——13日外相は Ne Win 大統領、Sein Win 首相と会見した。タイ=ビルマ国境でのビルマ反乱軍の戦闘、密輸問題、ビルマに抑留されているタイ漁民などについて論議された。ビルマ側からタイは国境で反乱軍を助けているのではないかとの抗議があつたのに対し、タイ側はビルマ内での政府軍・反乱軍の紛争には不干渉を表明。

12日 ▶タイ国会での布告53号の廃止棚上げに対する中國側の反応——①中国は香港を通じてのケナフ買付交渉を断ってきた。②香港でタイ人は中国旅行社を通じて訪中できていたが、これができなくなった。この2つの動きが伝えられているという。

▶タイ、北ベトナムとの対話の姿勢——首相は外交顧問タナット氏にハノイとの対話を推進するよう命じた。ハノイ側は対話の条件としてタイの中立化即ち、外国軍の撤退および外国に対し基地を提供しないことを条件としているが、タイ側はこれを受け入れ難いとしている。

14日 ▶ラオス系クメール人、タイ国内で軍事訓練うける——ウドンターニーで137人のラオス系クメール人がタイ空軍・米軍により、攻撃訓練をうけていることが明らかとなる。

17日 ▶土地開発局次長、土地改革の早期必要を説く——次長によるとこの土地改革が達成できなければ、暴力を手段とした改革の可能性もあるという。現在土地改革委員会が検討している案は、個人当たり50ライ以上の農地所有をみとめない、また農地銀行をつくりこれが農地の政府買入の際金を出したり、債権者への返済のため、融資するという案。

▶理由なく解雇された私立学校教師は1000人以上にのぼるが、彼らは教育相と会見し解雇された教師の職の斡旋、理由なく解雇した経営者に対する許可の取消など陳情。18日夕方、6000人のぼる教師の学生が抗議集会。274の私学に115万人の学生生徒が学んでいるという。

18日 ▶追加予算案30億3000万バーツ、国会第1読会を通過。この会で2億5300万バーツにのぼる軍事追加予算の内訳の説明を求められた国防相は、安全保障上の理由で拒否した。

▶新聞紙数大幅に増大——副内相は「タイは学生蜂起以後表現の自由を謳歌している。しかしある程度の自己抑制は必要だ」と発言。10月14日以後、タイ字紙は20紙から100紙以上に、華字紙は15紙から19紙に増え、また英字紙も現在9紙が認められている。

19日 ▶国連特別大会に出席した副外相チャチャイ氏は演説の中で「石油の値上げでタイは1973年より39.6%上回る136億バーツの貿易収支の赤字となろう。」また中国

に対しては、友好的な発言をし、ディーゼル油のタイへの供給を感謝した。また「社会制度やイデオロギーの相違に拘らず開発途上国は互いにこの必要時に助けあおう」と語った。

21日 ▶投資委員会によると1960年以来、14年間に696企業346億7100万バーツの投資に奨励が与えられ、この企業に16万1000人が雇用された。またこの投資総額中69%はタイ人による投資である。

現在投資委員会が奨励している業種は、農業関係、鉱業、金属および窯業、化学工業、建設資材工業、繊維、サービス産業、輸出指向産業、ホテルおよび観光業であり、特に輸出指向産業、国内農産物を原料とした輸入代替産業には特別の考慮を与える。

25日 ▶タイ駐米大使アント氏はソ連のアジア集団安保加入を否定。これは政府高官のはじめてのソ連構想への反応。彼はソ連との友好関係強化の必要を説きながらも、新しい軍事協定は世界の相互和解協調の雰囲気と相反すると論文の中でのべている。

▶南ベトナム砲艦、タイ漁船を砲撃——62マイル管轄権を主張している南ベトナムは、50マイルの海上で操業中の漁船を砲撃し、タイ人船長は死亡。

26日 ▶北朝鮮貿易代表団訪タイ——桂應泰外国貿易相はじめ5人が、初めてタイを公式訪問。29日商務相と会見、北朝鮮は、各種工業製品の供給ができること、タイのケナフ・麻袋を買う意向を示した。また外相と会見し、相互信頼強化について話しあった。

27日 ▶労働団体二分——首都の労働界は、鉄道労働者のナショナル労働センターと他の33労働者協会に分裂した。統一メーデーは中止。

▶第2のBaan Na Sai事件——ウイラトNSCT副書記長の調査団は、昨年12月6日ナコンパノム県のBaan Nai Hin Kong村は軍隊によって71戸中57戸が焼かれたことを明らかにした。

29日 ▶センイ産業操短へ——プラマンセンイ工業会長は、今年から各月3週間の操業に減らしていると発表。

30日 ▶訪中医師団16名帰国——中国の医療事情を見学してきた。

## 5月

1日 ▶メーデー——国鉄労働者2000人、国営企業労働者5000人はルンピニ公園で、30以上の労働協会は、タマサート大学で集会。後者は米帝国主義と追従者日本・台湾を非難し、中国における労働者の成功を賞賛するポスターを使い、革命団布告103号(労働法)は使用者のために作られていると非難。

6日 ▶バターニー解放戦線は、南部4県のマレーシア

帰属を要求した手紙を海外伝道団本部に出した。この布教師2婦人が誘拐されている。

▶石油燃料公社は、石油不足を訴え、中国と石油購入のため、再び話し合いを進めるよう政府に求めている。

7日 ▶農民300人再び上京——先月と同じ農民団体が上京し、政府の悪徳資本家に対する措置要求。政府側は違法者に対しては、ドラスチックな手段を用いるとの閣議決定を読み上げた。

▶南ベトナムとの漁業区域紛争について、共同委員会を設ける方針を閣議決定。

8日 ▶タナット首相外務顧問は、駐タイ外国軍の規制法案は、北ベトナムとの接触を効果的にし、タイ側の交渉力を強めると語る。

9日 ▶ククリット国会議長、首相の名乗り——新党結成と首相をめざす意向を明らかにして、私は軍と接触があり、クーデターはないと確信している。将来においても立憲王制は、強固なものであろう。学生の力については疑いをもっている。議員も市民も学生の抗議にはあきていると語った。

10日 ▶犯罪急増——警察は、防犯キャンペーンを職業学校生の協力を得て1~3月やったが、4月からは再び犯罪増加。ギャンブル、麻薬、盗犯の順。

▶反共方針継続——内相は、内務省は国家の安全、宗教、王制を破壊する資料の出版者は、厳しく取締る、共産主義の宣伝文書を多量に没収したと発表。

▶B52戦略爆撃機の一部撤退を含む米軍1万人以上を年末までに引きあげることで、米国と最終的合意に達した。外務省によると、6空軍基地中ウタバオ基地のみが口頭の協定があるので、國益を守る立場から公式の協定を望んでいるという。

11日 ▶Krasae氏新しい力の党の総裁——党綱領を立憲王制と社会民主主義による経済問題の解決と決め、全ての人の政治参加を求めている。

▶失業私立学校教師、文相に抗議——1000人は、再就職に尽力するとの約束が守られなかったとして、文相に抗議した。この抗議は文相の辞任要求になって18日まで続いた。

12日 ▶ニヤンザン紙は、今までの強い対タイ批判調を和げ、米軍基地については批判しながらも、タイとの関係は、タイ政府が北ベトナムの独立と主権を尊重するならば改善されよう語った。

14日 ▶ククリットに首相就任要請——長い閣議後首相は、国会議長を訪ね要請した。ククリットは、政党を結成しつつあり、今首相になるつもりはないと答えた。

▶回教国会議事務局長マハメットハサン氏は、訪タイして、回教国会議はタイの南部問題に干渉しない、それ

は国内問題だと語る。

▶国防相はソンクラに来て南部4県知事・第5方面隊司令官・警察責任者と反乱及び分離派問題を協議した。

15日 ▶首相、内閣改造の意向——首相はクリット陸軍司令官と共に、国王に謁見。夜 PDG メンバーと会見し、PDG は文部、商、工、総理府、副商、大学局の6閣僚辞任を求めた。これに対し、首相は一両日中に内閣改造と副文部大臣辞任問題に結着つけると語った。一方、Kasame 氏は、内閣改造は必要だが総辞職には同意できないと語る。99人会は、クリット将軍を講師として会合。これにチュラユット氏も参加。セニ氏もサンヤ首相が辞任したら、国家は混乱に陥る、後に替わる人を見つけることは難しいと語る。

▶中国バトミントン団訪タイ。

16日 ▶総理府長官は国会で、日本商人の商品価格過小申告に対し、昨年中に1億バーツ以上の課徴金を課したと答弁。

17日 ▶首相は、国王謁見時の会話メモを各閣僚に回した。自分で辞任するか否かを決めるのを期待している。これは今までの、閣僚全員進退を共にしようという考え方を変えたもの。

▶国会、新憲法の国民投票案を否決——フェイ氏の提案は現行憲法上の規定を改正し、この道を開くものだが、改正の前例がない、憲法は尊重さるべき、などの理由で74対54で。

▶Serirat 党、初大会——選挙候補者を決めるため。若手、古手、旧議員支持派に意見分れる。

19日 ▶Palang Mai 党、党員登録式——Krasae 氏執行委員長に。大衆の利益になるもの以外は、あらゆる分野の独占に反対。立憲王制を維持し、一切の独裁に反対。公正と就職の機会と安全を、人口の85%を占める貧しい層に与えると語る。

20日 ▶蔵相、副蔵相、辞職を申し出る。

21日 ▶首相辞職——老齢と政治の困難を解決できることを理由に、辞職を国王に申し出る。他閣僚、これに歩調あわす。18時より軍・警察、警戒体制に入る。

▶NSCT, PDG, FIST, NIDA 学生自治会は、合同委員会をつくりよい内閣形成の促進をすることを決める。

▶セニ氏、サンヤ氏が最適任だ、彼は国家のため、よい方向に常に妥協していると語る。

22日 ▶サンヤ氏記者会見で、辞職してなかつたならば悪徳債権者によって土地を失った農民のため、憲法17条によって土地を没収したであろう、次期政権の第一にやることはこの問題だと語る。

▶夜、クリット陸軍司令官とククリット議長は、サンヤ復帰の可能性を話し合った。一方、99人会はサンヤ復

帰支持を決めた。

23日 ▶国王は、国会に首相の指名を求めた。一方、国会は275人の圧倒的多数でサンヤ再任を支持。ククリット議長は副議長とともに、サンヤ氏に会ってこの旨を伝えた。

▶NSCT サンヤ再任を支持——ソムバット書記長は、サンヤ氏と会見後、大衆、学生、国会の支持があればサンヤ氏は首相になるであろうと語る。

▶憲法審議会、上院は、任命制にするのを決めた。

24日 ▶サンヤ氏国会に受諾の手紙——国会の信任に感謝する旨の手紙。

▶サンヤ氏、軍からも、全面的に支持し閣僚選考に条件を付さないという保証を得た。

▶ブーンチャイ陸軍参謀は、ラオス駐留のタイ人部隊は、6月末までにラオス連合政権との協定で引きあげると語る。

25日 ▶議長は国王に謁見し、国会のサンヤ再任の動きを伝えた。

▶サンヤ氏、閣僚構想はあるが、国王の任命があるまでは明らかにできない、若手のエネルギーを入れるつもりだ、最優先課題は農耕期も間近なので農民援助だ、憲法17条行使の考えはなくなったと語る。

26日 ▶サンヤ氏は個人の資格で国王に謁見。国王は、首相就任の場合は、閣僚人事について国王に相談の必要ないと語る。サンヤ氏、私は農民間題と腐敗には妥協しない、インフレ・犯罪などの基本問題を解決できるよう各団体が政府に過大な圧力をかけぬことを願うと語る。

27日 ▶サンヤ氏、閣僚候補者に招請状を出し懇談した。

▶NSCT, PDG, FIST, 大学院生団体は新内閣に合同提案——①3人組の財産没収を、憲法17条により可及的に。②国会における憲法審議の促進、③憲法17条による地主・高利貸からの強制買上げ、④政治犯の解放と早期の裁判、⑤労働者、農民、職業団体に自由に、労働組合、組合連合をつくる権利、⑥米軍の撤退、⑦資本家に対する強い政策。

▶日本人がスパイ? ——サムラン陸軍副司令官はチエンマイ県ファン郡で、5日本人が宗教家・農業技術者をよそおってスパイ活動していると発表。

▶ウドンタニー県で60人のテロリストが攻撃をかけ、警察官など18人死亡。

28日 ▶国王、正式にサンヤ氏を首相任命。

▶NSCT 書記長、ナコンサワンの農民援助に21人を派遣した。新政権が17条行使までの短期間、NSCT は農民が<自分の>土地で働くよう援助すると語る。

30日 ▶新閣僚人選終わる。

首相 Sanya Dhammasak

副首相 Prakob Hutasinh 博士  
 国防大臣 Kruan Suthanin 陸軍大将  
 副 " Tawil Rayanond 海軍大将  
 副 " Bua Sirisap 空軍大将  
 大蔵大臣 Sommai Hoontrakul  
 副 " Panas Simasathien  
 内務大臣 Luang Atthasith 警察少将  
 副 " Prachuab Suntrangkul 警察大将  
 副 " Chumpol Lohachala 警察中将  
 副 " Thien Achakul  
 文部大臣 Kriang Keeratikorn  
 副 " Koh Sawasdipanich  
 副 " Chirayu Noppawongse  
 商務大臣 Vicharn Nivartvongse 博士  
 副 " Prasong Sukhum  
 工業大臣 Aroon Sorathesh 博士  
 副 " Prakaipet Indhusophon  
 農務大臣 Chakrapanpensiri Chakrapan  
 副 " Thalerng Thamrongnawasawat 博士  
 副 " Panlert Buranasilpin  
 外務大臣 Charoonphan Issarangkul  
 副 " Chatichai Choonhavan 陸軍少将  
 厚生大臣 Udom Posakrisna 博士  
 副 " Sem Pringpuangkaew 博士  
 運輸大臣 Chao na Silwan 博士  
 副 " Sribhumi Sukhnetre  
 法務大臣 Kitt Sihanond  
 副 " Sompob Hotrakij  
 総理府長官 Manoon Borisut  
 国立大学庁長官 Kasem Suwankul 博士  
 留任11人、新人19人、平均年齢49歳。  
 サンヤ氏は質問に、農民問題が最優先課題と答える。  
 ▶憲法審議会は選挙権は20歳以上という決定をした。  
 31日 ▶国王、内閣認証。

## 6月

1日 ▶閣僚、国王に謁見——首相は短期政策として、  
 ①憲法17条行使により悪徳地主・高利貸から騙し取られた農民に土地を返す。②犯罪の増加を抑える。③物価を抑える。また、主要かつ重要な内閣の仕事として、選挙を公正に運営すると述べた。  
 ▶NSCT 書記長、農民の土地紛争を中介のためナコンサワンへ。  
 ▶政府が任命した農民負債調査委員会によると、5月末までに11,707件が提出され、調停をしたのは3463件のみ。

2日 ▶内相は動きの悪いあるいは腐敗官僚は容赦なくクビにすると語った。

3日 ▶3セソイ労働者協会が政府に、工場側の賃金カットと人員整理をやめさせるよう陳情した。

4日 ▶最初の閣議で首相は、憲法17条により、今年度の耕作を可能にするため、調停委員会を作った。調停委員会は、土地を失った農民と地主の調停につとめる。調停が成立しない時は、昨年その土地を耕作したことか、地主が契約で不正であったことが証明されれば、昨年の限度において、委員会は、農民に耕作を許すことができる。

▶クリット陸軍司令官は平和維持長官に再任された。

5日 ▶NSCT, PDG, FIST の3団体は共同声明出し、セソイ労働者支援を明らかにした。外国資本家である工場経営者は、タイの開発援助に誠意がなくタイ国民の利益に関心がない。タイ経済の支配をかかる外人投資家に反対する。

6日 ▶第5回目民間貿易合同委員会——3日から東京で開かれ、94品目、推定5億3000万ドルのタイ産品買付目標で合意。共同コミュニケーションを採択。

7日 ▶首相所信表明——農民援助、土地改革、教育改革などを主要政策とした。また、タイ共産党が国家破壊計画をもっていると発表。

8日 ▶10代の女性労働者を中心としたセソイ労働者3000人が、サムットサコーン県でレイオフされた労働者の復職を求めて集会、①レイオフされた労働者の復職、②労働法の改正、③セソイ工場での最低賃金の上昇、④臨時工を本雇いに、⑤福祉の増進、⑥抗議労働者に報復しない、の6要求を出した。

一方セソイ労働者協会代表と工場経営者会合。この協会には、800工場中70が属している。政府側から、内務副相が調停につとめた。

9日 ▶労働者はバンコクまで歩いてデモに押しかけた。この労働者は協会に属していない。要求、①現在16バーツの最低賃金を25バーツにせよ、②デモ参加者をたとえ合法的な退職金を払っても解雇するな、③労働者が規則違反の時は、使用者は労働指導者に伝え、調査に加えねばならない、④スト中の賃金を払え、⑤政府は労働指導者に、紡績工場での労働条件を調査できる権限を与える、⑥退職金は3ヶ月分とせよ。

10日 ▶労働局当局者、使用者は6項目要求はすぐには容れられないと回答。プラマーン広場には、5000人の労働者が集り、すべての労働協会代表と学生指導者は集会支援。

11日 ▶NSCT など5団体は、ジェトロを訪ね「侵略者の眞の顔を見極めよう」と題する声明文を手交。

▶5労働側代表は内相、工業相に会い6項目について、早急な回答を求めた。

12日 ▶プラメーン広場の座りこみは5日目となり、センイ外の産業の労働者も参加し、6000人になった。学生運動家も加わり、日本人投資家の絞首刑の模擬人形を焼いた。

▶8調停委員会は、活動センターを、ピチツ、ナコンサワン、ペッチャブーン、ピッサヌローク、カムペーンペツの6県、8カ所におくこと。調停団の構成は総理府監察長官、各県知事、副知事、農民負債調査会代表、地方検察所長、地方警察本部長、警察局代表、NSCT代表とすることを決めた。

▶農務省が土地改革法案を完成し、閣議に提出。

13日 ▶労働者の一部はバスを乗取って、バンプー、オムノイの工場ヘスト参加のオルグに行く。一方、労働局、副内相は、労働側と論議の末20バーツの最低賃金をみとめた。夜半には3万人以上の群衆が集まつた。

14日 ▶労働者の勝利——労働運動指導者は「首相、副首相、プラチュアブ警察局長と会い首相声明をテープにとった。最低賃金を20バーツ適用地域にサムットサコン、ナコンパトムを加える、退職金として120日以上就労者に1月分、1~5年には3月分、5年以上には6月分を与える、ストライキ期間7日間の給料は払う、レイオフ・解雇者の再雇用の保証は政府の権限外、など声明。

18日 ▶NSCTは、調停委員会から手を引くと発表。委員が地主寄りで、調停不成立の場合は強権行使しないで放置していると非難。

▶BoIへ新投資政策勧告——蔵相を長とするエコノミストグループは、①投資時における国内投資家の役割を緩和し、次第に移動させる方式をとる、②政府投資の強化、を勧告。

▶砂糖にもプレミアムを課すこと閣議決定。

19日 ▶NSCTは副首相と会見し、調停委員を政府委員と同数にせよと要求。20日政府はこれを認めた。

20日 ▶マレーシア政府・アスリ大臣はタイに遺憾の意——13日マレーシアのアスリ土地・回教問題相が、回教徒党大会で「タイ国内の回教徒の自治を求める戦いは正しい」と発言。17日外務省はこれに重大な懸念を示すとともに、マレーシア大使に説明を求め、NSCTは大使館に内政干渉を抗議した。18日外相はマレーシア大使と会談し、はっきりとした対タイ政策を求めた。

▶社会行動党(Kij Sangkhom)成立——ククリットは党綱領が完成したことを発表。

22日 ▶NSCT調停団からの再度の引上げ発表——調停が過去1年間の問題にのみしばられることに不満。6月15日以来、調停団に寄せられた件数は、アーングター

ング県1252件。ナコンサワン県500件。Tha Tako郡925件。このうち解決したのは89件で、17件に憲法17条の大権が行使された。

23日 ▶副首相は6県を視察して、学生代表は8調停団の活動を混乱させていると非難。一方 Tha Tako の数百人の旧借地を借地できなかった農民は、国立大学庁に座りこみ NSCT に窮状を訴えた。

24日 ▶農民7要求を出す——ナコンサワン県 Tha Tako, Nong Bua, Pai Sali の600人の農民に、チャイナット県 San Buri の農民も加わって700人の負債農民は副首相に7要求を出した。首相、副首相は丸一日の協議の後、副首相の自筆で次の回答を出した。要求1、この1年間に土地を失った農民だけでなく、数年中に土地を失った農民にも、もとの土地の耕作が許されるべきだ。回答、考慮がなされるであろう。農民負債調査委員会が勧告を行なう。要求2、土地改革のはっきりした計画ができるまで、政府は地主・高利貸から土地を借り、耕作期まで農民に転貸すべきだ。回答、もし他の農民が借地しているなら、政府は援助することはできないだろう。しかしこの場合政府は、政府地を負債で立退いた農民に貸す。要求3、農地がだまし取られたのかどうかを決定し、援助計画を具体化するため、調査を行なうべきだ。回答、確かに農民はだまし取られたのだが、援助計画は検討するために時間がかかる。要求4、農民は、あまりに長く、自力で守るよう放置されてきた。今は政府は、援助に踏み切るべきだ。回答、政府はすでに多くの点で援助している。更に援助を考えている。要求5、調停団は心から、農民の利益のために行動し、地主・高利貸のために行動すべきでない。回答、私(副首相)の見るところ調停団は、その義務を正しく行ない、首相の命令に従っている。要求6、農民は更に深く負債を負うことを強いられ、その子供は教育を奪われているので、政府は土地改革をスピードアップすべきだ。回答、なされている。要求7、土地紛争解決のために行使される憲法17条は、本当に効果的であるべきだ。回答、これは次の閣議で検討する。

25日 ▶政府は、副首相を8調停委員会を監督する特別委の長として任命。また閣議で①政府は富裕な地主から土地を買い、分割払方式で農民に売渡す。②負債農民に農民の権利保証基金から、3500万バーツを貸出す。③本日より政府は努力して、窮状農民が開墾地で働くようにする。④開墾の進んだ国有林は農民に耕作する許可を与える、の決定。農民は、プラメーン広場に移り、更に、Sawangha 郡から160人が参加し、政府の決定を不満として座り込み続行。

26日 ▶石油行政一本化のため、石油政策委員会つくら

れる。

27日 ▶ウタイタニー、アユタヤ、ターク、プレー、プラチンブリー県の農民に加わり、2000人がプラメーン広場で集会。農民代表は農民負債調査会長と会う。

▶国会、タノム等3人の資産を国庫に移す法案を98対54で第1読会決定。

▶米軍当局は、ウボン基地から年末までに、タクリ基地から10月1日までに引きあげると発表。

▶副外相、現在の対マレーシア、カンボジア、ビルマの3国境委員会を廃止して、國家国境委員会に統一する旨を発表。

28日 ▶農民代表は、副首相に会い、政府の農民援助5計画を聞いた。①政府は高利貸に土地を失った農民が同じ土地か近くの土地の耕作が続けられるよう努力する。②政府は土地を持たない農民に、協同組合に加わり開墾地に居住できるよう努力する。③農民負債調査委員会が、高金利により土地を失った農民の例を提出した時、首相は憲法17条を適用するか否かを考える。④高利貸が追及を避けるため転売することがないよう、高利貸の土地を凍結するよう努める。⑤政府は法に基づいて農民が公正な扱いをうけることを助けるため、全てのことをなす。この計画を聞いた後、一部の農民は解散し、政府によりバスが供給。しかし500人の農民は政府の約束が信用できないとして座りこみを続行。彼らは明瞭かつ緊急の措置をとるまで解散しないと主張。FISTも回答はないままで抜け穴が多いと批判。

29日 ▶NSCTソムバット書記長、カノック副書記長辞任——前日の政府回答をうけ農民の座りこみを中止する方針のNSCT書記長・副書記長は、これに強い反対をうけ、午前3時辞任。これはFISTの強行路線に、NSCTの多数が従ったためにおこった。

▶政府、農民の要求に署名——ウィラットNSCT書記長代行は6農民代表と首相に会見し新回答を求めた。首相は回答草案をつくり副首相がこれにサインした。①政府は今耕作期前に、困窮農民に失った土地の耕作を許すか、政府が調達した土地を与えるかして農地を確保する。②農民を欺いている資本家に、首相は強い能度をとる。③差押えた土地が資本家によって転売されることを中止させる。④政府は農協ベースで農民に土地を確保する。⑤公定より高い利息を払い、土地を失った農民は資本家から返還か保障をうける。⑥誤解により、他人の土地を占有した農民に対し、政府は逮捕および提訴はしない。

30日 ▶学生リーダーは、農民に統一と地主による不公正な扱いに戦い続けることを呼びかけた。25台のバスに分乗して農民解散。

## 7月

1日 ▶労働法改正委員会第1回の会合——委員会は、労使代表、議員、専門家からなり、内相は労働法を、現在の社会経済情勢にあうようにするのが目的だといっている。

2日 ▶反汚職委員会できる——首相、副首相、内、法相で構成。

3日 ▶米軍の早期完全撤退を求める集会——NSCT書記長代行演説「米のタイ支配の危険が増大している。タイは6米軍基地の一部で主権を失っている」。18団体共同声明「米帝国主義のタイからの根絶への戦いは続けられ、米侵略者の敗北は近い」

▶プラプラチャイで駐車違反のタクシー運転手、警察に殴られ逮捕される。群衆が運転手の釈放を求めて警察署へ押しかける。

▶中国、タイ人科学者15人の訪中を招待。

4日 ▶群衆暴動——早朝警察の発砲で8人死亡。夜若者グループがバスを乗取り、警察に発砲。殺害の報復に中国人が武器を集めているといううわさあり。

▶プラメーン広場で1万人以上の人々がNSCTの反米演説を聞く。米大使館へのデモは中止。

▶社会行動党クリット総裁記者会見——4大原則①個人の自由、②法の前の平等、③機会の平等、④富の公平な分配、閥族と縁故制を廃する。農民が永久に搾取される制度を廃する。官僚を主人とみなす制度を廃する。

5日 ▶早朝非常事態宣言——首相は、平和維持長官、警察局長と話しあい、学生指導者には説明した。夜、再び銃をもったグループが警察・市民を襲った。首相は緊急閣議でこの暴動の背景に鷙竜といった地域ギャングがあると説明。潮州人会長はラジオで、法律を守り、秩序回復のため、当局と協力するようよびかける。

6日 ▶暴動鎮静化——学生団体は、この事件は警察がつくり出したと非難。24人が死亡、124人が負傷。67人逮捕され、40人が手配中。25日国会で内相は、この暴動の参加者は500~600人、210万バーツの損失と発表。

9日 ▶非常事態宣言解除。

10日 ▶政府は食品、薬品、原料、機械を含む306品目の輸入税減税。物価を抑え投資を高めるため。

11日 ▶北東部で干害——1200万ライが被害。15~30歳の青年を中心として3000人が求職のため首都に上京してきたという。

12日 ▶駐タイ米軍に態度表明——外相は米大使に、米空軍機は1972年パリ平和協定実施のためにのみ使われるべきだと告げた。ウタパオ基地からインド洋に偵察飛行がなされているという報告があり、これに対し、①インド

洋平和地帯国連宣言を支持するタイ政府の立場に反する。②平和・中立の ASEAN 宣言をタイは支持する。③ウタバオ基地使用に関するタイ-米合意ではこの使用はインドシナ戦争に限られる、を理由に外務省、国防省は米軍基地の使用について統制を強めようとしたもの。

15日 ▶反汚職委員会は工・文・内省の高級官僚の汚職の証拠をつかんだと発表。60件が検討中である。

17日 ▶副首相は、調停委員会に 15,837 件が提出され、2481件に調停が成立した、残りは政府が介入できない負債問題であると発表。

18日 ▶国会でタノム等 3 人の凍結財産没収が第 3 讀会を通過。

21日 ▶首相記者会見で、先月クリアンサク総司令部副参謀長が政府に連絡なく、プノンペンを訪問したことについて、軍部は依然政府とは別個に行動していることを認めた。また「タイはカンボジア軍を訓練し続ける。ロンノル政府はもし北ベトナムが介入しないことが続ければクメールルージュに対抗できると思う」と語った。

22日 ▶アジア学生協会(ASA)は、3 名の代表を NSCT 大会に送り、政治抑圧と経済帝国主義に対して、アジアの人民と学生が団結することを呼びかけている。

▶政府は高利貸・地主の裁判所提訴に対し、農民援助のため弁護士を送ると発表。

24日 ▶内務省の土地所有審議会は初会合で、農地の所有制限を 50 ライとすることで合意。

25日 ▶クリット陸軍司令官記者会見——タイが文民統治下におかれることを望む。しかし軍は依然国家の独立を守る有用な役割をもっている。軍は政治的復位はしないであろう。兵士も国民であり、皆民主的統治を欲している。

▶国会 NEC 令 19 号を廃止——1971 年来禁止されていた自治体・県評議会選挙を復活する法案を通過させた。

26日 ▶首相、国会の財産没収法を拒否——首相は 22 日副首相、法、副法、内、総理府長官及び陸軍司令官と協議し、国会の 17 条行使によるタノム等 3 人の財産没収法案に国王の署名を求めず拒否することに決めた。首相は絶対権が与えられているのは首相であり国会ではない、国会の決議は違憲であるとしている。

▶国会、壳春管理法案を 89 対 21 で否決。

▶NSCT 執行部会で、首相の 17 条行使拒否は世論に反していることで一致した。しかし、NSCT は何の行動も考えてない。

27日 ▶農民援助中央委員会は、20日に期限が切れた 8 調停委員会の仕事の肩がわりのため、各県に委員会をつくる方針。30日、8 月 5 日から開始される委員会には学生代表は含まれないと発表。Suthee 委員長は「学生は

学間に集中すべきである。農民問題は広範でこれに働く政府職員をもっている」と語る。

29日 ▶首相、国会議長会談——「8 月 4 日を期限として憲法 17 条により財産没収するが、合法的に取得したと証明する権利を 3 者とその妻に与える」という案をクリット提案。

30日 ▶1 日中かかった閣議で、クリット案を拒否。クリットが国会を説得できるか疑問視している。

31日 ▶首相、国会議長と会見し、60 日以内に合法的に取得したものについては、証明できるという条件を付して没収に合意。

## 8 月

1 日 ▶首相「10 月 30 日以来凍結されている 3 人及びその妻の財産は国家に収用される。ただし、60 日以内に合法的に取得した財産についてはその証拠を提出できる」と発表。

2 日 ▶国会、99 人会のカサメ議員の動議により、政府は財産没収法案について国王署名を求める必要ないと 137 対 45 で決議。

4 日 ▶タマサート大で、朝鮮における血の支配のパネルに 1000 人参加。朝鮮において、学生決起後再び軍政が復活した例をひいて、軍の力と対抗できるため異なったイデオロギー下でも連合しようよびかけ。

5 日 ▶全国に最低賃金——内相は 10 月 1 日から中・南部 18 パーツ、北・北東部 16 パーツの最低賃金を施行と発表。

6 日 ▶タイ銀行協会長は、タイ銀行に公式に金融緩和を求めた。

7 日 ▶タイ人民の声放送再開——武装闘争の道を堅持し、人民戦争を拡大し一層大きな勝利をかちとろう、という社説を掲げた。

8 日 ▶カンボジア首相ロン・ボレ氏訪タイ。国連代表権での支持を求めた。

▶NSCT など学生グループは、韓国金首相の訪タイに対し、抗議を行なうことを決めた。

▶ホテルストル始まる——内相はサイアムインターナショナルホテルの労働代表者を招き、ホテル客に対し不便がかけられているが、これは観光産業に大きな障害となると警告。同ホテルでは 7 日から 6 管理職の追放を要求している。

9 日 ▶75 年度予算案全会一致で国会第 1 讀会通過——8 日夜、内閣は 137 人の議員に招待状を送り、副外相宅でパーティを開催。予算の規模は租税収入 385 億バーツ、借入 80 億バーツ、その他 15 億バーツで総額 480 億バーツ。

10日 ▶ブルガリアと国交樹立。

11日 ▶フォード米新大統領、首相に米政府の政策に変化はない、という趣旨のメッセージ。

12日 ▶ロムロ・フィリピン外相訪タイ——13日、東南アジア諸国間の強力な政治意思に支えられた、より強固な協力を提案。また外相との会談で ASEAN 諸国間の不可侵条約を提案した模様。

13日 ▶大僧上は首都、ノンタブリー、サムットプラカンから全僧院長500余名を集め「仏教の範囲で俗人が直面している問題の解決を助けるよう。このための一つとして戒律を厳重に守ること。最近多くの仏僧が世俗的になり、仏教徒の信頼を傷つけている。僧としての尊敬をうける地位としてだけでなく、タイ市民としてもっと社会に貢献すべきだ」と講話。

▶14国営企業の従業員10万人以上が、300バーツの生活手当を要求し、これが容れられない時は行動に訴えると迫っている。

14日 ▶サイアムインターナショナルホテルのストを支援して、ドゥシットタニー、シェラトン、ナライ、オリエンタルの各ホテルもストに入ると発表。

▶国会、憲法第2読会へ。

▶内閣、北朝鮮に貿易使節送ること同意。

▶韓国大使館は、タイ外務省の要請で金首相の訪タイを延期すると発表。

15日 ▶サイアムインターナショナルホテルのスト、経営側の譲歩でスト終わる。

17日 ▶NSCT 書記長選出できず。

18日 ▶警察局は背任行為のあった警察官を地方にとばす罰をやめて、本部下に移して監督を厳しくする方針。

19日 ▶蔵相は、預金準備率を1%下げるとは、金融緩和に役立つと発表。23日タイ銀行は、8%から7%に下げた。

20日 ▶首相は副首相、国防相、陸軍司令官、警察局長と話合い、ナロンからの帰国申入れを拒否することに決めたと発表。

▶内閣は退職、傷病労働者の家計のため厚生基金をつくることを決定。また過去1年間の労働不安を調査して①低賃金と低福祉水準、②中小企業経営者は、労働保護法の要求するものを充てない、③不公平な管理に対する労働者の不満、を3原因とした。

22日 ▶Kaengkhoi 麻袋工場で、賃上げと日本人管理職16名の追放を要求リスト。日本人管理者監禁さる。

24日 ▶全国青年局と VSCT 共催で、職業学校指導者セミナー開催。目的は統一と理解力を増し、指導者の能力をつけ、当局と協力して学生が創造的仕事をみつけだすためである。

25日 ▶NSCT 書記長選挙再び失敗——代行として、Chungthong Ogassiriwit チュラロンコン大学工学部4年を選んだ。

▶ホテル経営者の会合で、ドゥシットタニーホテル問題が他にも及ぶことを避けるため、①払える限度内の賃金を払う②賃上額が納得されない時は財務表を公開することを決めた。

26日 ▶労働法改正——①交渉が24時間以内に妥結しない時は労働局に通知せねばならない。②労働者の要求を受けた日より、2日以内に交渉を開始せねばならない。③労働調停者は通知によって中介し、5日以内に妥結しない時は、どちらか一方は他方の承認を得て仲裁を申し出ることができる。④この8日間を過ぎるまで、スト及び工場閉鎖は許されない、と政府発表。

▶今年中に245のストが発生し、7万人が参加、23万労働日が失われたと労働局発表。

27日 ▶農民負債調査委及び農民援助委にかえて首相は中央農民負債委とその支部を各県に置いた。ただし、中央農民援助委はそのまま。

28日 ▶副外相邸での国会議員の夕食会に招れた首相は議員から学生の暴力と労働不安に対する弱腰を突き上げられた。

29日 ▶国会第2読会で2院制採用へ——142対86で決まる。

30日 ▶ドゥシットタニーホテルで遂にスト入り。

31日 ▶国会議員選挙法第3読会を通過。

▶国家貿易法案第1読会通過——130対27で。7政府委員及び8国会議員からなる臨時委員会にまわされた。

## 9月

2日 ▶国会予算審査会は、国防省予算について、内訳が提出されるまで審議を中止。他省と同じように警察・国防省に内訳を求めたのに対し、国防省は拒否していた。

3日 ▶東独と国交樹立。

▶三井、三菱両グループは、昨春タイ政府と契約した石油化学コンビナートの建設計画を中断することを蔵相に伝えた。

4日 ▶米軍発表——8月中旬に2500人、航空機26機が引きあげられ、米軍は27,500人、380機の規模になった。

3月に発表された撤退計画をほとんど完成し、これ以上の縮小計画は現在ない。

5日 ▶BoI は石油化学計画をあくまで推進することを決め、次の点で政府の協力を求めた。①日本投資家と合意されたタイ側資本のシェアを確保する、②政府は同計画について、投資家を安心させる。③日タイ二国間のよりよい理解をもたらす。

▶上院、国王任命制に——国王の任命は国王を政治に引込むという批判はあったが、111対86で第2読会通過。

6日 ▶三井、三菱両グループは、BoI 事務局長に、石油コンビナート計画を3年間中断したいと伝えた。この理由として①タイにおけるプラスチック需要の激減。②設備投資額も当初予定の3.5倍になった。③反日運動も盛んで現在のタイの投資環境は極めて悪い。

▶国会憲法審議第2読会は71県を選挙区に分け、各選挙区から最高3人の代表を出すことを決めた。

7日 ▶選挙権20歳以上、被選挙権25歳以上に——前者147対68、後者135対29、また無所属では立候補できないが133対27で国会第2読会通過。

8日 ▶ホテル労働者協会会長 Therdphum Jaidee は、ドゥシットタニーホテルでの労使会談が失敗すれば、大きな労働不安がおこると警告。

9日 ▶藏相は年末までに各企業の厚生基金を集め、中央厚生基金をつくる。これは労働者保護と国家資本にとって、便益となると発表。

▶全政府企業労働者連合——首都電力公社労働者協会会長は、この連合のため規約が起草中である、連合は政府企業労働者の合法的権利保護に重点を置き、政治からは離れると語る。

10日 ▶ソ連映画の上映許可。

11日 ▶首相は、昨年12月以来の石油節約のための映画上映時間の制限、ネオンサイン規制を解いた。

▶ラオスは、タイが東北開発のための電源と期待した Pa Mong ダムに関心を示せず、将来のエネルギー供給計画の見直しの必要に迫られている。

12日 ▶憲法第2読会で国王は、議会野党第一党で5分の1以上をとった党的総裁を野党党首として任命すると決めた。

13日 ▶国会憲法第2読会は、首相は下院議員より選出され、閣僚の半数以上は上下院議員でなければならないとした。

▶ドゥシットタニーホテル前に他のホテルなど1000人の労働者が集まる中で、仲裁委員会の裁定を労働者側は受け入れ、スト終わる。

▶Therdphum Jaidee, Prasith Inso, Prasith Chaiyo, Sanan Sukdee, Banyat Sukpol の15県を代表するという労働運動家5人は7項目の要求を出し、来月12日までに政府の回答を求めた。①全国一律25バーツの最低賃金②公休日にも給与を全労働者に払え、③スト中使用者はロックアウトはやるな、④ストのできない公益事業を特定せよ、⑤デッドロックになった時はスト代表、使用者代表、政府代表各2人からなる仲裁委員会をつくり解決せよ。しかし、政府代表は決定権なし、⑥労働協会代表

は会員の働く工場を勤務時間中視察できる、⑦犯罪を犯していない労働者は解雇できない。

14日 ▶国会は第2読会で、憲法224条全部の審議を終了。

16日 ▶商務省、全原料糖の輸出禁止——国内での砂糖不足に対処して。

18日 ▶15学生団体・活動家グループ憲法に反対——夕方に1万人以上の聴衆を集め①選挙権を20歳から18歳に引き下げる、②被選挙権を25歳から23歳に、③国王の任命になる上院制の廃止、④外国軍のタイ駐留、タイ軍の国外派遣は国会承認事項にする、の4点を要求。

19日 ▶国会、学生の要求を拒否——国会は語句の一部訂正をして、憲法審議第2読会を終了。選挙権、被選挙権、上院制を再び議題とするか否かを、各々135対50、131対42、124対45で否決。

▶夜2000人の抗議者と3000人の群衆は、民主主義記念塔前で憲法修正要求集会が続けられ、国会議長クリットと99人会は眞の民主主義を破壊していると非難。

▶160人のタイ人 CIA 庸兵の捕虜が、パテト・ラオによって、ジャール平原で解放され、ノンカイ県 Nam Pong 基地に収用された。

▶南ベトナム代表団訪タイ——漁業区問題を話しあうため。

20日 ▶反憲法集会続く——学生を中心とした5000人が民主主義記念塔に集り、憲法修正を要求。更にホテル労働者300人も参加。99人会は国会に独裁をひき込んでいる、草案は以前のものと比べて決してよくない、と非難。

▶VSCT は憲法賛成の集会——プラマーン広場で。NSCT は寄付金を VSCT に適切に渡さず1人占めし、10月14日の国民葬も含んで多くの運動について VSCT に相談しないと非難。

21日 ▶首相、チラユット氏及び NSCT 代表と会見。憲法が国会第3読会で否決されれば、新草案をつくると約束。集会は解散される。チラユット「10月4日の第3読会まで待とう。もし国会が拒否したら10月5日に集って我々の望むもののために戦おう。」

23日 ▶VSCT 反 NSCT 集会——VSCT を中心とした職業学校生7000人は、王宮広場で集会。プラスチック爆弾の爆発で9人負傷。彼らはセクサン、チラユット氏を寄付金の使途問題などで非難。また国会に圧力をかけようとするどのような動きとも戦うと宣言。

▶首相は、私は国会の第3読会で憲法案が否決されるよう影響力を行使するつもりはないと言語る。

24日 ▶NSCT 会計報告——前年10月11日より8月19日までの寄付金、23,481,952.94バーツ。第1期支出610

万バーツ、内訳、民主主義維持基金240万バーツ、Athipat出版費30万バーツ、10月蜂起犠牲者へ130万バーツ。第2期支出 860万バーツ、内訳、10月蜂起犠牲者へ800万バーツ、活動家 Niran Musikawongse 葬式代21,674バーツ、英雄記念塔建設準備金3000バーツ、死者記念誌10,000バーツ、10月蜂起運動記念誌出版 387,547バーツ、農民計画 93,715バーツ、労働不安計画 18,150バーツ、現在残金8,744,404.69バーツ。

▶NSCT 執行部記者会見——Paitool Chitta 委員は、「NSCT は、タイの青年が国政に関心を示したことで満足している。彼らが強力な勢力になることを信ずる。NSCT は職業学校生の集会に反対しなかった。もし職業学校生が独立してないなら他人によって誤って誘導される。両組織の誤解は、双方の調整がうまくいかなかつたためだ」

▶99人会幹部会で、憲法支持の態度に変わりないことを決めた。

25日 ▶首相、テレビで、国会に干渉しないと声明——NSCT に第3読会で憲法が否決されれば新草案をつくると約束したが、これは国会への干渉を意味するものでない。10月4日には平和を維持してどのような暴力も避けるように。大事な日は10月14日の国葬であり、悪いことが起きないようにしよう。

26日 ▶草案に強く反対していた議員50人は、第3読会で反対しない方針へ。この反対派の中心フェイ氏も賛成票を投じる意向を明らかにした。

27日 ▶国会は政党に国庫補助を与える政党法内の条項を77対51で否決。賛成者は資金力のある団体下に政党がおかれることを避け、政党制を強固にするために提案。

30日 ▶NSCT 全国学生リーダー会議——180人の代表は4項目憲法修正を、選挙権を18歳以上には160人の賛成、他は全会一致で支持。しかし、国会第3読会を通過した場合には、抗議集会が唯一のものと声明。

▶24労働協会は憲法を支持したり、反対したりする運動には加わらぬことに決めた。「労働者の主要目的はよりよい生活と社会正義のため戦うことであり、憲法の可否の票決には干渉しない」と発表。

▶国防相は、権力の蓄積によるクーデターを避けるため、各軍司令官の任期を3年とする方針。

## 10月

1日 ▶最低賃金「全国に実施——北東・北部16バーツ、南・中央部18バーツ。首都近県5県では、既に20バーツ実施しているが、来年1月16日よりは25バーツにする」と政府発表。

▶タマサート大自治会は、NSCT の4項目修正要求に

は賛成するが、5日の行動には加わらぬと発表。これは大学生グループと VSCT の衝突は再び独裁を目ざす勢力を利するからである。

3日 ▶NSCT は、5日には何の組織的行動もしないと発表。

▶政党法国会通過——167対2。政党をつくるには最低15人。党員は20歳以上。

4日 ▶副首相は国会で、政府は既に40,190ライの土地を農民に売るように地主に強制したと発表。

5日 ▶憲法第3読会通過——賛成 280名、反対 6名、棄権 1名、欠席 11名、欠員 1名。

6日 ▶39労働協会からなる連合は、小委員会を作り、各政党の労働政策を検討することにした。

▶チラユット氏僧院へ。

7日 ▶国王、憲法に署名——ただし国王は「枢密院議長は、上院議員任命勅命に副署するとした107条に強く反対する。その理由は、16条で枢密院議長の任命は国王大権になっており、民主主義制度の下では、国王は政治を超えるという原則に反するからである。他にも考慮の余地ある問題があるが、変化する時代と状況に合わせて、憲法上の手続において修正されるべきである」と王室声明を出した。

▶文部省、立候補予定の政府機関職員に辞職勧告。これは教員の中に、政治家の集票係的役割を果したものが多いため。

9日 ▶副首相は、憲法が要求している議員、閣僚の財産公表の手続法案は、現政府下ではできないだろう、憲法には多くの問題があり、各条項が互いに補完しないので解釈に困ると語る。

▶Chart Thai 党は Dhamma Sangkhom 党と合併するとチャチャイ幹事長語る。

10日 ▶ククリット議長辞任——憲法公布の成功と選挙出馬を理由に。首席副議長 Samran 将軍(副参謀長)も辞任。11日 Prapasna Vaychai 議長、Boonchana Attahakor 副議長選出。

▶タマサート大で15日まで10月蜂起記念展開催。

▶Dhamma Sangkhom 党スパークスマンは Chart Thai 党と合併する必要はないと言語る。

▶民主主義党(Prachatipatai)成立。

▶国会第1読会を、1951年の借地規制法改正案88対2で通過。

11日 ▶BoI によると、内務省は BoI 奨励を受けた外国企業が、タイでもうかっているという誤解を解くため、3項目の勧告をした。①人事管理者は外国人に替え、タイ人を雇用すること、②中央銀行は外貨の国外送金に関する規制を検討し、BoI は内部留保をタイに再投資するよ

う外国企業に要請すること、③一定期間内に外国人技術者、管理者に替わるタイ人を訓練すること。

▶農民負債調査委員会によると、6月以来4万件以上が提出されたが、解決したのは334件のみである。

12日 ▶Kaset Sangkhom 党、執行委員及び立候補者を決める。105名の候補者中、60名旧議員。

13日 ▶国葬はじまる——プラメーン広場には学生、僧侶、犠牲者の親類など10万人が参加。

14日 ▶国王夫妻、首相、各國大使など出席して、71人の国葬。首相は「昨10月民主主義のために戦って死んだ人々は、国家のために大きな犠牲となった。その死は家族にとっては損失であったが、民主主義への道を開くものである。死は無駄ではなかった。その精神をたたえ、民主主義的統治を守っていこう」と賞徳文。1000人の軍人、5000人の警察・ボイスカウト、1万人の職業学校生が警備。

15日 ▶農民、国王直訴運動へ——Chai Wantrakul に率られた一団の農民は、王室事務総長より提訴は農民負債調査委員会に出すよう言われたが、Chai 氏「多くの農民を集め、国王に謁見を求める。国王のみが我らの土地を取り返せる」

16日 ▶社会科学評論 Pansak Vinyarath 氏は今月始めハノイに招待され、ブー・コク・ウイ対外文化関係委員長の「北ベトナムは対話を聞くため、文化代表を送りたい」という意向を伝えた。閣議で外相は「ハノイの態度は二国間の緊張した関係の雪どけの兆である」と語る。

▶政党法公布——政党、登録はじまる。

▶Chai、氏農民負債調査委員長と会見後「政府は真剣でない。政府は農民に希望をもたせてくずしてしまった。政府は資本家側だ」と非難。FIST は「農民と地主が法廷で争うのを助ける」と発表。

17日 ▶民主党 (Prachatipat) 内紛——セニ派とレカ派は、ともに民主党として登録しようとした。

18日 ▶60人の議員、改憲動議——被選挙権を23歳に、選挙権を18歳に下げる、外國軍駐タイ及びタイ軍国外派遣を国会承認事項とすることを要求して。

19日 ▶タウイー陸軍大将は Dhamma Sangkhom、党に加わったことを明らかにした。

22日 ▶タイ社会党成立——3 社会主義政治団体の会合で、タイ社会党 (Boonsanong 総裁) と社会民主党は合併することで合意。新党は総裁 Somkid Sisangkham、幹事長 Boonsanong。一方社会主義戦線党はこの合併に加わらない。

24日 ▶30県の戒厳令延長——18日、首相は、来年末まで戒厳令の延長を求めたが、国会は160対11で承認。

この戒厳令は1971年11月17日に施行以来のもの。今年3月20日には40県で解除。

▶民主党、社会行動党、新勢力党は互いに攻撃せず、協力してゆくため非公式会見。彼らは旧連合タイ国民党系の進出を恐れている。

▶選挙法、国会通過。

▶内閣は、国内安全保障活動本部 (ISOC) にタイ志願兵村に代り「戦闘のための村」設置を認めた。タイ志願兵村は4万村まで増やす計画だったが、これは失敗に終った。新しい戦闘村は ISOC の直轄下に、村民を訓練し、戦闘の主力として武器を与える。

26日 ▶陸軍副司令官 Boonchai 将軍は「私は中華人民共和国、北ベトナムと関係を設定することに反対する。イデオロギーがちがう以上、良い関係を発展させることは難しい」。

29日 ▶ククリット氏は南部のテレビ演説で「国王をもっていて、国王を使うことをしなかったなら、像を持っているようなものだ。」という旨の発言をしたとして、旧ラームカムヘン大自治会長に不敬罪の告発をうけた。

30日 ▶タイ党結成——旧 NSCT 書記長ソムバット氏などは新党をつくった。

▶第9回労働局記念日で、Nikhom 局長は「平均2000人が、毎日労働局を訪れ求職する。機械でなく、人力を使った産業政策への修正、地方開発計画により政府による地方民の雇用の増大を求める」と語る。

31日 ▶財界労働攻勢に戦略——50人の主要財界人の集りで、労働問題解決のため政府に提言援助するため、商業・産業学術局がつくられる方針が決まる。

## 11月

2日 ▶Thien 副内相は、外国人職業・企業規制法は外国投資が逃げる恐れがあるので強く実施できないと語る。

3日 ▶首相環境視察——副首相、厚生相、副工業相などは、砂糖工場による河川汚染の激しいラーツブリー県のメクログ河視察。

4日 ▶地方自治体 118 の議員選挙——締切日の4日までに、1912議席に対し5175人立った。

▶プラメーン広場で、ククリット氏を不敬罪で取調べるよう要求する集会。1000人以上の聴衆あり。

5日 ▶労働関係法改正案内閣へ——内務省の起草による草案は内閣で承認。ストライキの場合の交渉を早め、経済危機の時は政府にスト中止命令権がある。労働者に労働組合、連合体の結成を許す一方、使用者にも強い交渉権を与えている。

▶警察は、過去10カ月中、1、2月をピークに学生間

の乱闘が55件あり、3人死亡51人負傷した。また学生1人が殺人、26人が殺人未遂、騒乱罪で逮捕された、と発表。

▶中国フットボールチーム28人訪タイ。

▶サナン副蔵相、汚職を調査され、辞任。しかし大蔵次官の地位はそのまま。

6日 ▶13県の農民は、政府は6月29日の6項目の約束を実施していないとして、国王に直訴すること決定。

▶外相ラオス訪問、バテトラオ指導者と会談——プーミ外相と会談。7日はスファヌポンに「米軍の駐タイは、ラオス中立の恐れとなる」と米軍の早期撤退を求められる。また、ラオスに経済援助として、現金で500万バーツ、物資（米、衣料）で1000万バーツを与えた。

7日 ▶480億バーツの1975年予算国会通過。

8日 ▶警察、学生に対し強い態度——ピストル、爆弾などをもった100余人の職業学校生は、首都北東部郊外でバスを攻撃し、56人が騒乱罪で逮捕された。これは10月蜂起以後、職業学校生にとられた、はじめての厳しい措置。

▶東独、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、チェコスロバキアをタイ代表団訪問へ。

12日 ▶輸入センイ品のCIF価格を、外国企業のダンピングを避けるため決めること閣議決定。

▶蔵相、景気回復策——不況のセンイ、建設を回復させ、失業者を減らすため。

13日 ▶国会議員64人から Sawasdi Uthaisri 財務局長の突然の更迭に対し、内閣に説明を求める要求が憲法158条によってなされた。

18日 ▶先月18日の改憲動議について、議長は40法案が既に提出されており、審議の見通しがたたないと語る。

▶11学生団体農民支持——6項目の約束を実施しない政府に抗議する農民を支持すると発表。ただし NSCT は加わらず。

19日 ▶閣議は、丸棒、線材など鉄鋼二次製品の輸入関税を一挙に10倍にした。

20日 ▶遅くまで16県26人の農民代表は NSCT と会見し、政府に求める農民援助5項目を決めた。①6月の政府の約束の法制化。②もし①が受け入れられないなら、政府は100ライ以上の土地所有者から土地を買い、長期契約で農民に貸与せよ。③10年以上占有した公有土地は占有者に与えよ。④1950年借農地法の全県実施。借地期間の6年までの拡大。⑤キティエン当り3000バーツ保証。

21日 ▶警察に裁判所の命令なく暴力容疑で拘留できる権限を与えた布告21号、43号が国会で廃止。これにかわって暴力規制法通過。

▶国立大学局は、選挙監視計画を NSCT と共同でやる

用意はないと発表。

22日 ▶農民代表は首相との面会断られる。副首相は、農民は要求をはっきりさせてない、政府は言い分が判らない、と非難。

24日 ▶農民連合組織できる——プラメーン広場での抗議農民のリーダーは、政府に農民が作物を売渡すための仲介機関として、農民連合組織をつくることに合意。総裁は Chai Wangtrakul。

25日 ▶中東・東欧旅行から帰国した副外相は、クウェート、ポーランドに大使館をおく方針を語る。クウェートはペルシャ湾岸石油産出国、ポーランドは社会主義国と接触のため。

26日 ▶閣議、農民要求拒絶——①政府が6月約束した6項目の法制化はできない。②新憲法では旧憲法の17条はなく、高利貸へのドラスチックな対処はできない。③政府は私人が農民に対し、法的措置をとることを中止させえない。④政府は土地改革法で買入を規制する。⑤1950年の借農地法は、地主は耕作のため借地を解約する権利をもち、農民がこの法の施行を要求することは自分の損である。⑥今週第2読会で論じられる土地改革法は、農民に有利であり、また20年、5%の利子で融資する。⑦3000バーツの米価保証はできない。

農民リーダー「国王への直訴以外に道はない。内閣の決定を知って農民は求めなくとも上京しよう。」

▶ウィトーン副警察局長、タノム前首相が老齢の父親見舞に帰国を希望していると発表。

27日 ▶宗教最高会議は、僧の政治参加を一切禁止する声明。

28日 ▶国家貿易法案第3読会通過——111対5で。公布告180日内に、社会主義国と貿易を行なう法人設立さる。

▶首相は、国王に謁見後、当分の間タノムの帰国はみとめないと発表。

▶選挙受付け始まる——1候補の供託金は4000バーツ。

▶プラメーン広場で集会している農民は、首相、副首相の人形を焼き、29日17時を期限として、より満足できる回答を求めた。

29日 ▶大農民デモ——FISTを中心とする学生、サムットサコーンの800人のセンイ労働者、カセサート大生なども加わり、1万人以上がプラメーン広場から王室広場まで僧20人を先頭に行進。午後8時半には2万人になった。首相は学生・農民代表と会う9時を期限として学生は回答を求める。午後10時10分、内閣スポーツマンは、「双方の合意が成立し、後に詳しい発表がある。」と発表。

30日 ▶農民解散——12日ぶりに多くの要求を受け入れ

られ解散。

## 12月

1日 ▶タイ共産党、32周年声明。

2日 ▶ソ連貿易展が20日間開催。

3日 ▶北ベトナム・グエンズイチン外相書簡——ベトナム民主共和国とタイ国との正常化への障害は、タイ国が米帝国主義のインドシナ侵略と干渉の構想の促進を追求していることにある。タイとの善隣関係を求めることは、ベトナム民主共和国の不变の方針である。もし貴国が平和友好政策をとり、米国とのゆきをやめ、米軍及び米軍基地の完全な撤退を行ない、またベトナムとインドシナ各国民の基本的国家権を尊重するなら、独立、主権の相互尊重、平等及び互恵を基礎に二国間の正常化に関する早急に交渉に入る用意がある。

▶農民デモの先頭に立った僧のうち、3人の訪問僧が寺を追放された。これに抗議するラームカムヘン大生などはプラマーン広場で集会。一方、僧の政治参加には風当たりも強い。

4日 ▶立候補締切——政党は42党が登録した。

▶NSCTは、選挙の監視立会計画を、財政難と人手不足であきらめると発表。

5日 ▶中国バスケットボール団訪タイ——在タイ華人による歓迎パーティ席上、李代表は「訪タイ支持を阻止しようとした蒋介石体制と戦った努力に感謝する。海外の中国人は国内法に従い、國家を開拓する手助けをすべきだ」というのが中国の政策である」と語る。

6日 ▶布告53号廃止——126対0で国会通過。

▶借農地規制法国会通過——この法の施行以前の借地契約で6年以下及び期限の定めのないものは6年間の契約とみなす。これは先月末の農民要求に対する政府の回答のひとつ。

7日 ▶副首相は「現在の衆愚政治にうんざりだ。政府は、混乱をつくりだす運動には、どのようなものでも強い態度をとる。この状況が続けば軍部が再び政治権力をとろう」と発言。

▶中国製映画上映許可。

9日 ▶副首相記者会見——先のプラマーン広場での農民集会は、民衆に反政府暴動を煽動しようと不法者が引きおこしたものである。農民出身の警察官、軍人、無知の人々が反政府反乱の扇動を受けてきた。この背後に誰がいるかを政府は知っており、これを深刻にうけとめ、手段を考えている。また、新聞は政府に対し、非建設的批判を控えるべきで、正しくない攻撃には容赦しない」と発言。

10日 ▶政府、土地改革法を国会提出。

▶NSCT、マレーシア学生支持——「インフレと貧困と戦うマレーシア学生を支持する。政府に国民がもつ問題の解決のため援助するよう求めるのは、学生の権利である。」

12日 ▶憲法159条に基づいて、財務局長の突然の更迭に関する一般討論がなされた。蔵相は、財務局内の汚職問題、常任公務員に対する干渉などを追及された。

▶外相は、タイ代表と中国側との北京での話合では、外交の正常化までは含まれない、現政権は、短期間しか続かず、中・タイ関係のドラスティックな変化には尚早である、と語る。

13日 ▶蔵相信任さる——投票の結果、95対21、棄権54で信任。

▶公務員法通過。同じポストに4年以上とどまっている局長は、彼の「王国建設」を避けるため、他に移すことも74対49で決まる。

14日 ▶訪中・北朝鮮代表団出発——プラソグ団長（副商務相）は「タイで広くは生産されてないものを買うことで、国内産業を保護することを約束する。一方では、物価安定の助けとなる物資を買うつもりだが、国内の弱少産業を常に念頭おく。」と語る。

▶118自治体で議会公選——1967年以来はじめて。

16日 ▶BoI 奨励申込大幅減少——1974年1~10月までの申込件数は183で前年同期の439に比べ大幅な落込み。

▶南部3県で教師スト——11日ヤラで、3女教師がテロリストに誘拐された事件で、南部3県の教師5000人余は政府の弱腰を批判して集会。

▶タイ・オーストラリア文化交流協定。

18日 ▶各軍司令官及び參謀総長は、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ビルマを訪問。

▶14国営企業の労働協会は「反汚職委員会を恒常的な機関にするという政府の方針を支持する。国会での強い反対を予想して政府を支持することを決めた」とスポーツマン語る。

▶NSCT内に汚職——印刷社に払うべき金20万バーツが、担当者に持逃げされた。

19日 ▶タイ代表団、北朝鮮訪問——副首相、外國貿易大臣と会談。北朝鮮側は、鉄マンガン重石、スズ、ゴムなど、タイは肥料などを購入したい意向を示したという。

▶閣僚給与大幅引上げ——汚職防止のため現行1万3500バーツの首相月額給与は6万3500バーツに、閣僚も平均4万バーツ上げて5万バーツに。法案国会通過。

20日 ▶政府提案の憲法改正案否決——政府は上院制廃止のため、これに関する107条~110条の削除案を出したが、支持121、反対54、棄権35で、全議員の過半数146が得られず否決。政府提案は12月10日の憲法記念式典で、

国王に10月7日王室声明の実施状況を質問されたことについて発する。

►タイ代表団訪中——布告53号施行後はじめての公式訪中団。団長プラソグ副商務相、副団長アナント駐国連・米大使及びパンラート副農務相。23日、喬冠華外交部長と会見。24日、李先念国务院副総理と会見。25日北京を離れ、南部訪問。この間各輸出入総公司と貿易取引について話し合う。

►99人会リーダー Kasame 氏、議員辞職。新憲法は官僚が議員になることを禁じていることによる。

►土地改革法案、全会一致で第1読会通過——50ライを一応の制限とする。強力な土地改革局を置くが骨子。

21日 ►国会は内閣提案の上院制廃止案否決後、王室声明を考慮して、上院の任命には枢密院議長の副署ではなく、首相の副署に改正する方向に動いている。

23日 ►社会主義政党は、国内安全保障活動司令部(ISOC)が県当局に社会主義政党に投票しないよう指示したと非難。

►県議会立候補受付はじまる。

26日 ►国会、憲法改正案第1読会通過——支持182、反対8、棄権12。

►憲法改正案、第2読会通過。

27日 ►早朝タノム夫妻帰国——内閣は緊急閣議で、国防省の監視下においていた。副首相「政府は当初タノムを再追放したかったが、この態度をかえ、法的措置をとることにした。政府は事前にタノムの帰国を知らなかった」と発表。正午米大使館は「タノム前首相の米国からの出発について、何ら関知しない」と発表。軍指導者は「選挙に影響を与える一切の不安鎮静にその力を用いる」と発表。午後 NSCT、VSCTなど学生諸グループと会見。一方、タノム夫妻はドンムアグの Kamol 空軍大将邸で

1日を過す。

28日 ►タマサート大で反タノム集会——学生、労働者参加。政府企業労働協会会長 Paisarn 氏「誰がクーデターを試みようとも労働者はストライキを起こすだろう」この集会に VSCT 系の一部職業学生は、火煙ピンを爆発させ、FIST はタノム帰国を理由に混乱をつくり出していると非難。

►NSCT 声明——タノム夫妻の帰国に最後まで反対する。タノム帰国は、国家の統一に対する挑戦であり、国家の安全にとって脅威である。我々は法と秩序を維持し、国家を民主的統治下に保つことを決意している。

►軍高官も含んだ緊急閣議で、明日タノム夫妻を出国させることに決まった。

29日 ►反独裁国民連合戦線結成日——学生、労働者、市民の23団体は、3悪人の帰国時には法的措置がとられるよう政府に要求。

►副首相とタノムの交渉の結果、空軍機でタノム夫妻、タノムの父親をシンガポールに送った。

►プラソグ訪中・北朝鮮代表団長、香港で記者会見。「中国は貿易代表団招待を受け入れ、来年中に訪タイするだろう。中国との話し合いで、タイ・中間直接貿易の合意ができた。タイ・中間の貿易は良好で、これは将来の外交関係樹立をもたらそう。北朝鮮との間では何の合意もなされなかつたが、予備的貿易交渉がなされた」

31日 ►NSCT 書記長代行は、学生の半数が NSCT を信頼していないという事実を認めた。また、NSCT はかつてのような運動において指導的役割を果す立場から運動の支持者の立場に変っていると発言。一方、新たに結成された反独裁国民連合戦線は NSCT から指導的役割を肩替りするつもりである。

## 参考資料

1. 「不幸だが 不可避的な反日感情」
2. 「私のみたタイ・日関係の現状と将来」
3. 政党結成状況
4. 1975年度予算（1974年10月～1975年9月）
5. 仏暦2517年（1974年）タイ王国憲法（抜粋）

### 1. 「不幸だが不可避的な反日感情」

オップ・ワスラットナ

（*The Nation* 紙4月17日）

日・タイ間の経済および文化関係は何世紀にもわたって保持されてきた。歴史家は、日・タイ間の貿易関係を16世紀にまでさかのぼって記録している。つまり、経済および文化交流は、それ以降ずっと持続されてきているのである。第2次大戦中、私たちの国は、不幸な、そして失敗に帰した日本の企てに味方した。第2次大戦後、私たち2国間の経済的および貿易関係は非常に拡大し、過去10年間において、日本はタイ国の最も重要な貿易相手、投資家となった。日本人は、現在、タイ国経済に最も大きな影響を与える外国人と見なされるようになっている。

もし、いわゆる「日本の経済支配」とか、「日本の経済規制」とかに対し、近年見られるように、タイ人の間に不満が広まることがなかったならば、両国の関係はもっと円滑で、気の合ったものになりえたと思うのだが不幸である。

非常に激しいデモや反日運動が、ここ2年間続いてきた。そして、それは、田中首相のバンコク訪問の際、彼に与えられた非友好的な歓迎ぶりで最高頂に達した。

最近のタイ新聞の記事に、日本と経済的に断絶することが、タイ国にとって最善の道であろうと示唆するものとみられている。これらのことは、実際に不幸である。というのは、特に、タイ国在住の他の外国人たちには、決して、決してそのような不満がでていないからである。

多数の国民は、計画的な激しい手段や行動について必ずしも賛成していないと確信してはいるけれども、しかしながら、私たちのほとんどは、現在の日・タイ関係で、相互に努力することによって是正しうる、とにかく根本的な悪いところがあると感じている。

両国は、お互いに必要としている。すなわち、タイ国は、私たち自身で生産できない商品とともに、日本から

の技術と資本を必要としている。一方、日本は、安価な労働力、比較的狭いが、決して重要でないといえない日本商品市場としてタイを必要とし、さらに、私たちの天然資源を必要としている。したがって、私たちは相互の利益のために、立場の差異を認識し、協調して生存し、貿易するための基礎を確立すべきである。

まず最初に、円滑な両国関係を確立するにあたって、根本的な障害となっている要因について、検討しよう。

慢性的な貿易不均衡——過去25年間、日本との貿易で、タイ国は、現実に毎年生じる貿易収支の赤字に悩まされてきた。そして、合計赤字額は、約630億バーツ（31億5000万米ドル）という驚くべき数字に達している。

過去10年間に、また、日本はタイ国の最も重要な貿易相手国になった。しかし、日本は、タイ国の輸入の約半分を供給しているのに対し、タイ国の輸出の4分の1だけしか受け入れていない。このことが、タイ人の怒りや不満を呼び起しているのである。

精力的な商業活動——十分組織され、非常に競争的な社会からやってきた、準備万全、かつ非常によく教育された日本の商社員は、軟弱なタイの商売相手と取引きする際、何ら「ギブ・アンド・テーク」などの姿勢を示さず、商行為によって生ずる大部分の利益を吸い上げている。

日本の商社員は、チームやグループを組んでタイ国にやってきて、自分の意図を達成するために、可能な限りあらゆることを掌握し、たとえ、その余地があったとしても、現地の商人には何も残そうとしない。たとえば、日本の商社員は、田舎で農産物を買い上げる。そして、その農産物を輸入された日本車でバンコクに輸送し、さらに日本の船舶によって日本に輸出するため日本商社に配達される。

旅行者のドルあるいは円でさえ、タイ人の手に落ちないと同じである。日本人の旅行者は、自らの旅行計画に従ってタイを訪れ、空港で日本人のガイドとおち合い、そのガイドが旅行者を日本人の経営するホテルや日本人

の経営するレストランに連れて行き、その後、ふたたび日本の飛行機で、旅行者たちは日本へ帰国する。この例は、一寸誇張されているかもしれないが、一般的なパターンを示しており、ほとんどのタイ人は、自分自身の国でありながら、全く無視された存在であると感じている。

文化的な孤立——言葉の困難さと本質的な羞恥心の強い性格のために、外国に居住する日本人は、一般的に、その國の人と比較的離れて、日本人同志で生活しがちである。そして、実際に仕事をするため以外に、その土地の人とは全く接触を持たない。この孤立的な行動が、自然に懷疑や不信、そして最終的には不満を生む要因となっている。

円滑な2国間の経済的、文化的関係を確立するためには、日タイ両国は、互に理解するよう努力し、より理解を深めるために、可能なことはなんでも行なうべきであろう。

私は関係改善のため、私の國の國民と政府に絶えず忠告してきている。なぜなら、タイ国は日本を必要としているというのが私の持論だからである。しかしながら、より良い関係を確立するためには、一国だけではなく、双方の努力がどうしても必要である。関係改善はどのようにしてもらられるか。また、どのようにしたらタイ国における日本のイメージを高めることができるか。これらについての示唆をする前に、両国間に現存する経済関係の本質を理解することが必要であろう。

日・タイ国の経済関係は、対等な友好関係ではなくて、むしろ、弱者と強者との結合関係であることを強調したい。そのような関係で、もし強者が、あらゆる利益に対して、神聖な権利を持つと考えるならば、その結合の結果は、弱者に不利益と、不満や怒りを招くことにならざるをえない。

したがって、強弱国家の長期にわたる円滑な関係を維持するためには、援助の面のみならず、強国の代表者たちによって、「ギブ・アンド・テーク」の哲学が実践されなければならないと思う。

ここで、日・タイ関係改善のために、若干の考えを述べさせていただこう。

まず、より安定した貿易バランスを保つために、双方、国家的なレベルで努力が払われなければならない。もし、タイ国の輸出が、日本からの輸入と同程度に維持することができないのであれば、日本は自発的にタイ国への輸出を削減するか、あるいは、日本商品のタイ国への流入をタイ国側の財政、金融政策によって減少させるべきであろう。

貿易や投資の面において、日本商社員は、彼らの商売

方法を改め、タイ人との商売にあたって、もっと節度をもつべきである。そして、彼らは貿易のあらゆる面を処理しようと努めることをやめ、ある程度、タイの商人に譲るべきであろう。たとえば、技術面で土地の人びとを教育し、経営上の地位に土地の人びとを登用すべきである。

タイ国の日本人在住者は、タイ人と言葉をかわすように努め、ともに文化の交流を図るべきである。タイ人であったら日本人の家庭を訪ねることができようし、また逆も然りである。日本人のためにタイ語日本語の語学校の設立も必要であろう。いいかえれば、あらゆる日本人は、自分自身を日本の大使と考え、それにふさわしい行動をすべきであろう。最後に、私は、「いかなる国も孤立状態で有効に存在しえない。中国でさえも竹のカーテンの後から出て来なければならなくなつた」ということを強調して、この文の結びとしたい。

## 2. 「私のみたタイ・日関係の現状と将来」

タイ国大蔵大臣 ソンマイ・フーントラクン

1. 田口経団連日タイ協力委員会委員長ならびに友人の皆様。

日本の最もすぐれた経済人およびエコノミストの集まりである経団連の皆様に話をする機会を得たことを光栄に思う。

私がこれから話そうとするテーマは、私のみた「タイ日関係の現状と将来」である。また、日本語で話すように、という皆様のご要望に対して、ただ今ご覧のように、私は応じている次第である。

日本語で私が話すことにした主要な理由のひとつは、われわれがともに、友人の間で話しているという感じを得ることが出来るからであり、友人間ではもってまわった言い方をする必要がないからである。私の話の基調は、私の心からの希望、すなわち幾世紀にもわたる長期間の交流を有するわれわれアジアの2国間における友情と理解、という確固とした基盤にもとづく関係を一層強化し、かつ心の通ったものとする希望から発している。しかしながら、私が述べることが、余りにあけすけでありすぎるときはお詫びを申しあげたい。私の発言がさきにのべた私の心からの願いを反映したものであって、他意のものであることをお汲みとり頂きたい次第である。

本日のテーマに入る前に、日本の伝統にのっとり、簡単に自己紹介をしたいと思う。私は1918年にバンコクに生まれたタイ人であり、高校卒業後、1935年に日本で慶應義塾普通部に学び、引き続き1942年に慶應大学経済学部を卒業した。卒業後、1年間日本銀行で実習し、タイ国に帰国後はタイ中央銀行に奉職、1970年に、タイ政府よ

りわが国唯一の開発銀行であるタイ産業金融公社の支配人に指名された。その後タイにおける最も古い普通銀行であるサイアム商業銀行の支配人に任命された。こうして、私は銀行業務のフルコースを終えたといえるかと思う。1972年12月、当時の首相であるタノム元帥により私は大蔵副大臣に任命され、1973年10月14日まで、私はその職務にあった。本年6月、サンヤ首相は私に大蔵大臣として入閣するよう要請され、これが私の現在の職務である。

日本における長期滞在および日本人との愉快な交流、また、私の一生のなかで最良の日々と考える8年間の学業生活、また私の生涯を通じて得られた経験、などにより、私は日本および日本人をある程度まで理解出来るようになったと感じている。皆様に今日こうしてお話をしていると、私は地位のある有力な経団連の皆様にお話ししているというよりも、むしろ親密な友人と話をしているように感じてしまう次第である。

2. 過去2年間、各種のマスコミにおいて、日本について、あるいは日本の貿易のやり方、対外投資ならびに日本による優越性について多くの批判がなされてきている。とくに、多くのアジア諸国において、大学および高校段階の若い世代から数々の動きおよび声高の批判が提起されてきている。批判の大半はさまざまな事業における日本の企業の優越性に集中している。多くの批判を大別すると以下の通りである。

- ① 相手国のニーズを顧慮せずに利潤を極大化するために株式の過半数を握ることによる経済搾取。
- ② 資格の有無にかかわらず、現地人スタッフを経営幹部に登用しない。日本人のビジネスマンは就業後においてさえも、自分たちだけで集まる性質を有している。社交は日本人の友人と日本人のレストランで行なう。従って、日本人は友達にならない。
- ③ 日本は開発途上国へ技術移転を行なう意志がない。
- ④ 日本は開発途上国側の反対をも顧みず十分な規制および安全措置を講ぜずして開発途上国に公害産業を輸出している。

これらの主な批判は、私の考えではひとつの基本的な問題から生じていると思われる。それは日本とその他のアジア諸国との間に言語および哲学の両面にわたる理解が欠けていることである。またどちらの側においても、このような障害を打開するための努力が殆んどなされていないのが現状である。これでは、アジア諸国が日本および日本の伝統的な商慣行を、すべてのアジア諸国との経済を規制し支配するという明確な計画を有する植民地主義的な経済強国とみなすのも自然なことと思われる。

過去数カ月間に、私は、日本がこうした一般化された誤解に対処し、自國の官民のイメージの見直しを行ないつつあることに注目している。しかしながら、これが多少なりとも変化するためには、アジア各国との関連における日本、日本人および日本人の考え方方が根本的に検討されなければならないと思う。ただ、完全な再検討を急ぐあまり、また主として、日本の海外投資をスローダウンさせて、事態を是正しようとするあまり、日本が現在の反日ムードをさらに悪化させるような道をとらないようにと私は望んでいる。

3. 翻って、ここで将来の日本とタイとの協力の面からタイの現状とタイ日関係に触れたいと思う。ご承知の通り、1973年10月14日、軍事政権が終了し、タイは非常に困難ながら、しかしやはり必要である政治的調整期を経験しつつある。

大衆選挙による政府を求める国民の要求は満足されねばならない。さらに、とくに現在、産業および金融に関する多くの問題が、公けに批判と論争の対象となっている。このような内向きの傾向は、ある程度までは非常に健全なものである。日本がわが国の主要な貿易および投資の相手国があるので、日本の優越性がますます事細かな批判の対象となることは当然のことである。

経済面において、石油価格が一挙に4倍になり、またインフレの打撃もあるものの、タイの経済は比較的活況を呈している。わが国の輸出実績はすべての予測をこえている。その理由は、わが国の伝統的な商品である米、とうもろこし、ゴム、錫、砂糖およびタピオカに対し、強い需要があるからである。輸出の現況は穀物が平年作となった上、わが国の伝統的市場や新市場からの上述の品目に対する需要が強く、輸出は先行きも明るいものと私は見ている。もうひとつプラスの面ではインフラ投資計画の拡大をおし進めるというタイの固い意思が挙げられる。とくに肥料、化学品の一部、鉄鋼、石油化学などを含む重要産業における民間投資に対し、われわれは十分な支持を与え推進して行くこととしている。

輸出に関する明るい見通しにもかかわらず、大きく報道された問題として、タイ国における現在の労働争議の問題がある。最低賃金の引上げおよび福祉に対する労働者側の要求が生じており、タイにおける労使関係は新段階を迎えていている。かかる問題は、農業段階から工業段階へ変容するあらゆる経済にとって共通のことであり、避けて通ることの出来ない問題である。このような労使交渉は、すべての産業国家にとって共通のことであり、タイに対する外国投資の障害として解釈されるべきではないと思う。現在の世界的インフレーション問題との関連か

らみると、賃金がそれに合せて調整されるのは当然である。タイにおける労使関係の将来は、時日の経過を通じ、形も定まり、制度化していくものと思う。タイ政府は外国資本に対するインセンティブとして、タイの労働コストがひきつづき比較優位を占めるよう確固とした政策をもっている。そして、労使関係を律するのに必要なガイドラインと法規を定めて行くことになる。私が現在の状況を肯定的についでいる理由は、賃金コストは若干必要な上昇がみられるものの、自国の輸出產品についておのずと比較優位を保っていることである。タイにおける工業開発および外国投資に対する環境は依然として、非常に魅力ある状況にあり、他国と比較して、投資に関連して必要なすべてのインセンティブを有している。

4. ここで、日本および日本人に対する批判について、仲間同志として若干の観察を提供したいと思う。それは以下の通りである。

① 私の知る日本人は、生真面目といつてもよい程の非常に勤勉な国民であり、同時に、このような真面目さは社交面にも及んでいる。例えば、ゴルフにおいても、日本人は非常な集中力と競争心をもってゲームを行ない、さらに、ゴルフ中においてさえも、常に仕事のことが主な話題となっている。タイ人にとって、このような真面目さはむしろ見苦しく、かつ余りにも真面目すぎるとみなされている。しかしながら、このような日本人の性質は、自国の競争的な経済および環境という背景に照し、よく理解出来るものである。このような特質こそが、第2次大戦後の廃墟から現在の世界における経済的に卓越した地位へフェニックスのように復興し得た所以である。そして、この特徴すなわち、私に言わせば、日本のこのような生まれつきの性格が日本人とタイ人およびその他アジア各国民との間の摩擦の源泉である。というのは、海外で事業を行なう場合に、主要な基準となるのは、いかなる手段をもってしても成功するということにあるからである。このような日本の努力が実るためには、皆様方がそのような政策を安心して実行させ得る人間、すなわち、日本人の経営者が皆様方の頭の中では、必要となってくる。皆様方は何故タイ人が日本を今述べたような態度でみているか、はっきりと理解出来るものと思う。このことから、タイ人をもっと企業のトップに送り込むための集中的な努力が要請される。

② 相互理解をさまたげる主要な障害のひとつとして、言語の問題がある。この問題には2つの側面がある。日本人については、外国语とくにアジアの言語を学ぼうとする努力が欠けている。タイ人についても、同様

にアジアの言語を学ぶことを避ける傾向があり、従って、日本人とタイ人の間の意思疎通手段は、第3の言語すなわち英語となるが両国人とも英語は堪能ではなく、タイ人が日本人に話しかける際に、双方は実際にノーと言っていても、ともにイエスとうなづいていることも珍しくない。両国民の間のよりよい理解を得るために、さまざまな層において語学プログラムや文化交流を改善させ発展させる必要性がはっきりしている。ビジネスマンについていえば、タイ語およびわれわれの習慣についての短期の集中的なコースが非常によい解決となろうかと思う。

③ 日本人のように一緒にかたまるという傾向はその他の国々の人々にとってもよくあることである。しかしながら、日本人についていえば、役人、ビジネスマンおよび旅行者にわたってこのように内輪に固まる傾向が大いに注目されている。何故なら、タイ国に滞在するにもかかわらず、タイ人との関係は単に仕事あるいは職務上の関係にとどまっているからである。海外のタイ人もタイの食べ物を好み、ともに遊び一緒になって仕事をするが、日本人と違う点は、タイ人は特別の努力を払って、友人をつくる点である。日本人は、このようなタイ人の開放的な態度に学ぶべきだと思う。

タイ・日両国のよりよい理解を得るための解決策は時間要する。しかし、次のような考えを参考に供したいと思う。

① より長期的展望をもって批判を克服すること。友情にあふれた展望をもっておれば、批判の厳しさも気にかける必要がなくなる。批判が正しい場合はそれを考慮することおよび修正することが必要であろう。批判に何の合理性もない場合には、それらを無視することが出来よう。

② タイのモラルと風俗と同様にタイの法律および規則についても時間をかけて理解を深めるべきである。タイと日本の役人およびビジネスマンの間で両国民についての現在受け入れられている慣習と行動の基準を定式化することを検討すべきである。こうしたお互いによりよく知ろうとする努力は、必ずやよりよき相互理解をもたらすことになると思う。

タイ人は高度の寛容さと同時に友情にみちた開放的性格を有する熱心な仏教徒である。日本とタイが親密な友人となるのは困難なことではないであろう。タイ国との友好関係が促進されないならば、私はあえていうが、その他の国民との友情関係を形成するのも容易ではないと思う。

両国関係は相互の理解と尊敬という確固とした基盤にもとづかねばならない。私は両国間にそのような基盤が

存在することを確信している。タイ人はあたたかい心と友人に差しのべる友情ある手を有している。

また、タイおよび日本はお互いに文化、宗教および歴史を通じ密接な親戚関係を有し、これは継続的な友情関係の礎石となり得るものである。同時に、日本もまたわれわれ両国民の向上のために、貿易および投資ならびに社会・文化交流面において、われわれを理解し、手を差し伸べる雅量を有することを私は確信している。われわれ両国は、よき友人として、すべてのアジア人のために、よりよいアジアを実現することが出来るし、また実現せねばならず、そして必ず実現するであろうと考える次第である（経団連月報11月号）。

### 3. 政党結成状況

1973年10月14日、学生決起によって軍事政権が打倒されて以来、待望久しかった総選挙が75年1月26日行なわれようとしている。74年12月7日現在、内務省に登録された政党数は42に達している。これらの政党を保守、革新、中立、不明の各系列に分けると次のようになる。

#### (1) 保守系

##### a) 旧タイ国民連党 (UPTT) 系

社会正義党 (Dharma Sangkhom=Social Justice)

タイ民族党 (Chart Thai=Thai Nation)

社会民族主義党 (Sangkhom Chart Niyom=Social Nationalist)

タイ国復興党 (Fuen Foo Chart Thai=Thai Rehabilitation)

国民勢力党 (Palang Ratsadon=People's Force)

労働党 (Raeng Garn=Labour)

社会農本党 (Kaset Sangkhom=Social Agrarian)

社会進歩党 (Sangkom Kaonah=Progressive Society)

##### b) 旧民主党 (Democrat) 系

民 主 党 (Prachatipat=Democrat)

民主主義党 (Prachatipatai=Democracy)

主 権 党 (Athipat=Sovereignty)

社会行動党 (Kit Sangkhom=Social Action)

##### c) その他

國 民 党 (Rassadon=People)

タイ領土党 (Paendin Thai=Thai Land)

人民勢力党 (Palang Prachachon=People's Force)

自由国民党 (Seri Chon=Free People)

#### (2) 革新系

##### a) 旧経済人連合戦線党 (EUFT) 系

経済人党 (Setthakorn=Economist)

タイ社会党 (Sangkom Niyom Heng Pratet Thai)

社会統一戦線党 (Naeo Puam Sangkom Niyom)

##### b) その他

タ イ 党 (Thai=Thai)

労 働 者 党 (Kammakorn=Labour)

人民進歩党 (Pracha Kao Nah=People Progressive)

政治家党 (Ratha Buroot=Statesman)

#### (3) 中立系

農 民 党 (Kasettakorn=Farmer)

農業労働者党 (Kasi-Kammakorn=Agricultural Labour)

平和戦線党 (Naeo Santi=Peaceful Front)

職業慈善事業党 (Songkrok Acheep Lae Karn Kusol=Occupational and Charitable Welfare)

黄金半島党 (Laem Thong=Golden Peninsula)

新勢力党 (Palang Mai>New Force)

自由民主社会党 (Sangkom Niyom Seri Prachatipatai=Socialist Free Democracy)

人民正義党 (Pracha Tham=People's Justice)

タイ連合党 (Thai Ruam Thai=Thai United with Thai)

#### (4) 系列不明

人民平和党 (Pracha Santi=People Peace)

社会開発党 (Sangkhom Pattana=Social Development)

タイ平和党 (Thai Santiparb=Thai Peace)

大衆党 (Maha Chon=Mass)

地方開発党 (Pattana Changwat=Provincial Development)

人民社会正義党 (Sangkom Pracha Tham=People Dhamas Social)

シ ャ ム 党 (Siam=Siam)

シー・アリヤ党 (Sri Ariya=Sri Ariya)

大衆運動党 (Kabuan Karn Muan Chon=Mass Movement)

平和人民党 (Santi Chon=Peaceful People)

#### 4. 1975年度予算 (1974年10月～1975年9月)

前年比

	総額	480億バーツ	33.33%増
--	----	---------	---------

中 央 基 金	4,292,542,300バーツ	29.37%増
総 理 府	2,194,904,600 "	30.47 "
国 防 省	7,710,000,000 "	22.22 "
大 蔵 省	7,147,390,000 "	25.07 "
外 務 省	247,477,200 "	27.06 "
農 務 省	4,217,596,600 "	47.17 "
運 輸 郵 政 省	4,151,640,350 "	24.95 "
内 務 省	11,386,536,345 "	38.14 "
商 業 省	94,166,400 "	28.18 "
法 務 省	133,983,040 "	20.45 "
文 部 省	3,484,942,110 "	40.55 "
厚 生 省	1,547,356,270 "	38.86 "
工 業 省	304,109,805 "	56.49 "
王 立 研 究 所	1,925,000 "	22.76 "
王 室	88,986,650 "	40.91 "
王 室 事 務 局	3,180,500 "	21.67 "
国家監査審議会	30,341,100 "	24.58 "
国会事務局	70,265,130 "	96.54 "
公 企 業	872,700,700 "	390.99 "

(官報 91巻 194部 1974年 11月18日)

## 5. 資料 仏曆2517年(1974年)タイ王国憲法

前文…略

### 第1章 総 則

- 第1条 タイ国は一体かつ不可分の王国である。
- 第2条 タイ国は民主政体をとり、元首として国王を有する。
- 第3条 主権はタイ国民に帰属する。元首である国王はこの憲法の規定に従つてのみかかる主権を行使する。
- 第4条 国王もしくは憲法の体制を転覆する行為を行なった者に恩赦をしてはならない。
- 第5条 タイ国民は、出生もしくは宗教の如何を問わず、この憲法の保護を平等に享受する。
- 第6条 いかなる法律の規定もこの憲法に抵触し、または矛盾する内容を有するものは無効である。

### 第2章 国 王

- 第7条 国王は神聖な地位にあり何人も侵すことはできない。
- 第8条 何人も、いかなる方法によっても、国王に対し責を問い合わせもししくは訴訟を提起することはできない。
- 第9条 国王は仏教を信奉し、かつ宗教の擁護者である。
- 第10条 国王は国会を通じ立法権を行使する。
- 第11条 国王は内閣を通じ行政権を行使する。
- 第12条 国王は裁判所を通じ司法権を行使する。
- 第13条 国王はタイ国軍隊の総帥の地位にある。

- 第14条 国王は位階及び勲章を授与する大権を有する。
- 第15条 国王は適格者から枢密院議長1名及び他の14名を超えない枢密院顧問官を選任して枢密院を構成せしめる。

枢密院は、国王の権限に属する事項につき、諮問ある場合、国王に対して、助言を行なう任務を有するほか、この憲法に定める他の任務を有する。

- 第16条 枢密顧問官の選任及び解任は、国王の意思による。国会議長は枢密院議長の任命又は解任勅命に副署し、枢密院議長は枢密顧問官の任命又は解任勅命に副署する。

- 第17条 枢密顧問官は上院議員、下院議員、常勤又は有給の政府職員、政府企業職員又は政党党員もしくは政党職員であつてはならないし、またいかなる政党に対しても好意を表明してはならない。

- 第18条 枢密顧問官は就任に先立ち国王の前で次に掲げる宣誓を行なわねばならない。

「私(宣誓者氏名)は、国王に対し忠誠であり、國家及び国民の利益のため、誠実に自からの義務を遂行し、あらゆる点についてタイ王国憲法を擁護し、かつ遵守することをここに宣誓する。」

19条～26条…略

### 第3章 タイ国民の権利と自由

- 第27条 何人も法の前に平等であり、法の保護を平等に享受する。
- 第28条 何人も憲法の規定に基き権利と自由を享受する。男性と女性は平等の権利を有する。憲法の規定の意図に反する権利と自由の制限はこれを行なうことができない。
- 第29条 何人も政治上の権利を享受する。選挙権、選舉立候補権、および国民投票権の行使は、憲法の規定に従つてこれを行なう。
- 第30条 何人も国民としての義務もしくは公序良俗に反しない限り、いかなる宗教、宗派もしくは宗教上の教義を信奉し、また自己の信仰に従い礼拝の儀式を行なう完全な自由を受享する。

何人も前項に掲げる自由を行使するに際し、その信奉する宗教、宗派、教義もしくはその行なう礼拝儀式が他の者のそれと異なるという理由でもって、権利の制限、正当な利益の侵害となるいかなることとも行なわないよう国家から保障される。

- 第31条 何人も、有効な法律で違反と罰則が定められている行為がない限り刑罰を受けることはない。また違反行為があつた時に有効な法律で定められている罰則より重い刑罰をその者に課することはできない。

- 第32条 刑事事件において容疑者又は被告人は罪科がな

いと先ずみなされる。犯罪行為があったことを示す最終判決があるまではその者を犯罪人同様に取扱ってはならない。

・ 刑事事件において容疑者又は被告人よりの保釈の申請は審議るべきであり、当該事件に相当する以上の保釈金を課してはならない。保釈の不許可は法律に特に規定している規則に依るべきであって、不許可の場合その理由は容疑者又は被告人に通知されなければならない。

保釈不許可に異議を唱える提訴権は法律の規定に従い保障される。

抑留又は服役中の者は適當なる面会を受ける権利を有する。

### 第33条 何人も身体の自由を享受する。

法律の定める権限によらざる限り、いかなる事情の下においても逮捕、身体の拘束もしくは身体の搜索をすることはできない。逮捕もしくは身体の搜索を受ける者は速やかに逮捕もしくは身体の搜索を行なう容疑あるいは理由の説明をそれ相当に詳細に受けるべきである。また拘束された者は立会人なくして弁護士と面会し、相談する権利を有する。

いかなる者に対しても容疑事項の通告を行なうには、当該事項に関し犯罪を冒したと認められる相当の証拠が存在しなければならない。

身体を拘禁した場合、被拘禁者、検察官もしくは被拘禁者の利益の為に尽力する者は、本拘禁が違法である旨を刑事事件を審理する機能を有する地方裁判所に提訴する権利を有する。このような提訴があった場合、裁判所は速やかに独自に審査を行ない、もし本提訴が事実であると認めれば、裁判所は拘禁者に対し被拘禁者を速やかに裁判所に出頭させるよう命ずる権限を有し、かつ拘禁者が拘禁が合法であることを裁判所に対し証明できない場合は、裁判所は被拘禁者の身柄を直ちに釈放することを命じなければならない。

### 第34条 刑事事件において容疑者または被告人は迅速かつ公平な取調べもしくは事件審理を受ける権利を有する。

容疑者又は被告人が低所得者で自己の弁護人を依頼する資力を有さない場合、法律の定めるところにより国家から援助を受ける権利を有する。

### 第35条 何人も自己に不利益な供述をなさない権利を有する。

拷問、脅迫もしくは強制による供述または自発的でない供述を強いるいかなる行為による供述も、これを証拠とすることができない。

### 第36条 何人も最終判決の結果としての刑罰を課された

後、後日裁判所の再審査によりその者が違法行為をなした者でないことが明らかとなったときは補償金を受ける権利が認められ、判決により失ったすべての権利は、法律の定める条件および手続に従って回復される。

第37条 特に緊急な公共災害防止のため、法律の規定による権限によるか、或は国が戦闘又は戦争状態にある間、又は緊急事態宣言を行なっている間、もしくは戒厳令が布告されている間に実施し得ると規定されている法律の定める権限によるものでなければ国は労力徵用を行なうことはできない。

### 第38条 何人も居住の自由を享受する。

何人も平和な居住及び住居の所有に関する人の権利を保証され、法律に定めるところによるものでなければ、国は所有者の承諾なしにはその住居への立入及び捜索を行なうことはできない。

第39条 人の私有財産権は、これを保証する。このようないくつかの権利の範囲及び制限は法律によりこれを定める。

相続は、これを保証する。相続権については法律によりこれを定める。

公共施設、国防上の必要、天然資源の開発、農業、工業の開発、土地改革、都市計画或はその他の公共利益のため特に法律に定めるところによるものでなければ、国は不動産収用を行なってはならない。また法律の規定に従い、収用により損害を蒙る不動産の所有者及び不動産についての権利者に対し、国は正当な補償金を適当期間内に支払うものとする。

第3項による補償金の決定に際し、収用事由および目的とともに当該不動産の入手方法、状態および所在地を考慮し、社会的公正を期する。

### 第40条 何人も、言論、執筆、印刷及び出版の自由を享受する。

国家の治安維持、他人の権利、自由、名誉及び名声を保護するため、公序良俗を維持するため、もしくは国民の精神的、肉体的退廃を阻止するための場合のみに限り、法律の定めるところによらなければこのようないくつかの自由を制限することはできない。

本条による自由を制限するため印刷所の閉鎖もしくは印刷禁止の措置を行なうことは、最終判決がない限り、これを行なうことはできない。

本条による自由を奪うために、印刷所の閉鎖、もしくは印刷禁止措置を行なうことはできない。

国家の戦闘状態、戦争、緊急事態もしくは戒厳令発令時を除き、新聞（訳者注：新聞には日刊、週刊、月刊等を含む）の事前検閲行為を行なうことはできない、これらはすべて第2項に基づき制定される法律の

規定に基づく権限による行為でなければならない。

新聞社の社主は法律の規定する諸条件に従い、タイ国籍を保持する者でなければならない。

国家又は政府機関、国家機関又は政府企業は、民間新聞に対し金銭その他の物品による補助を与えてはならない。

**第41条** 何人も、義務教育法の定めるところにより基礎教育を受ける平等の権利を享受する。

何人も、その教育が憲法に基づく国民としての義務に反せず、また義務教育法、教育機関設立法に抵触しない限り、教育の自由を享受する。

**第42条** 学問の自由はこれを保障する。ただし国民の義務に反することがある場合はない。

**第43条** 何人も、平穏裡に武器所持しないで集会を行なう自由を享受する。

公共の集会の場合、公共の場所を使用する国民の便宜を保障する場合、国が武力衝突ないし戦闘状態にある場合、緊急事態宣言もしくは戒厳令が布告されている場合、安全秩序を維持する場合にのみ、法律の定める権限により、国はこの自由を制限し得る。

**第44条** 何人も、その目的が法律に抵触しない限り、協会、団体、組合、協同組合もしくはその他の団体の結社の自由を享受する。

結社の自由は、法律の定める権限による場合、特に国民全般の利益を保護するため、公序良俗を維持するためもしくは経済的独占を阻止する場合にのみ、制限し得る。

**第45条** 何人も、本憲法に定める民主的方法により、政治活動を行なうために政党を結成する自由を享受する。

政党の設立及び運営は政党法の定めるところによる。政党はその収支を公表せねばならない。

**第46条** 何人も、郵便もしくはその他の合法的な方法による通信の自由を享受する。

法律の定めるところによるのでなければ、特に公序良俗もしくは国家の安定維持のため以外は、信書、電報、電話またはその他の通信物及び国民がその他の手段を利用してその意思を伝達するすべての通信行為に対し、検閲、押収もしくは開封してはならない。

何人も、公共サービスである通信施設を平等に使用する権利を有する。

**第47条** 何人も、王国内における旅行の自由および住居を選定する自由を享受する。

国の安全、公共の秩序、公共福祉、都市計画もしくは青少年の福祉を維持するためにのみ、法律の定めるところによりこの権利を制限し得る。

タイ国籍を有する者は王国外へ追放されない。

**第48条** 何人も職業を選択する自由を享受する。

国の安全、国家経済、公序良俗、国民の福祉もしくは国家計画を維持するためのみ、法律の定めるところにより、この権利を制限し得る。

**第49条** 家族の権利はこれを保障する。

**第50条** 何人も、個人もしくは連帯で法律の定める条件及び手続に従い請願を行なう権利を享受する。

**第51条** 法人である政府機関の職員が行なった行為に責任をとらせるよう当該機関を訴追する権利が保障される。

**第52条** 軍人及び警察官並びに政府職員は、政治、能率又は規律に関する法律、政令又は規則により制限されている場合を除き、この憲法により国民に対し与えられると同様の権利及び自由を享受する。

**第53条** 何人も國家、信仰、国王又は憲法に反し、この憲法に基づく権利及び自由行使することはできない。

#### 第4章 タイ国民の義務

**第54条** 何人も國家、宗教、国王、及び本憲法に基づく民主主義政体を護持する義務を有する。

**第55条** 何人も國を防衛する義務を有する。

**第56条** 何人も法律の定めるところにより、兵役の義務を有する。

**第57条** 何人も法律を遵守する義務を有する。

**第58条** 何人も選挙並びに国民投票において、投票権を行使するに当っては誠実に行動する義務を有する。

**第59条** 何人も法律の定めるところにより、納税の義務を有する。

**第60条** 何人も法律の定めるところにより、公務を援助する義務を有する。

**第61条** 何人も法律の定める条件と手続の範囲内で教育及び訓練を受ける義務を有する。

#### 第5章 国家政策の指導原理

**第62条** 本章の規定は、立法及び政策決定の指導原理として役立つことを目的とし、国に関する訴因となるべきものではない。

**第63条** 国は、その独立と国土の保全を維持しなければならない。

**第64条** 国は、諸国との友好関係を促進し、相互主義の原則を採用するものとする。

**第65条** 国は、他の諸国と協力し、国際正義及び世界平和を維持するものとする。

**第66条** 国は、不正な利益追求の阻止、撲滅のため、政府並びに政府機関の所掌事務を実効をあげるよう整備し、あらゆる方法をとるものとする。

第67条 国は、国民に対する正義と裁判所の独立を確保するよう法務関係機関の所掌事務を整備するものとする。

第68条 国は、その独立、安全及び利益を維持する必要性に応する適当な限度の兵力を保有するものとする。

第69条 兵力は国に属し、いかなる個人もしくは集団に従属するものではない。

第70条 兵力は、戦闘もしくは戦争のため、王制の護持、反乱および騒乱の鎮圧、國の安全の維持及び國家開発のため行使するものとする。その他の目的のために兵力の行使は法律の定めるところによる。

第71条 国は、国民の生命、身体及び財産の安全ならびに平和な生存ができるよう、法律及び秩序を維持しなければならない。

第72条 国は、教育を促進し、かつ助成するものとする。

教育組織の整備は専ら國の義務である。すべての教育施設は、國の統制及び監督の下におかれるものとする。

高等教育に関しては、國は当該研究施設が法律の定める範囲内において自から管理することができるよう措置するものとする。

国及び地方政府の教育機関においては、教育を受ける者に対し能力に応じ平等の機会を与えるものとする。

第73条 義務教育は、国及び地方政府の教育施設にて行なう場合は、授業料を徴しないよう措置しなければならない。

國は、各段階の教育について低所得者に対し、学資及び教育資材の提供について然るべき援助を行なうものとする。

第74条 国は、各種の芸術及び学問の分野における研究を後援し統計を促進するものとし、科学ならびに技術を国家開発に利用せしめるものとする。

第75条 国は、民族文化を振興かつ維持するものとする。

ただし、個人の意思に反する強制的措置をとってはならない。

第76条 国は、歴史的文化的ならびに芸術的に価値ある場所及び物件を保護するものとする。

第77条 国は、森林、水源地及び水域を含めた平衡のとれた自然環境及び自然美を保護するものとする。

第78条 国は、タイ国民に対し経済的利益を齎さすべく利用するために天然資源探査を自然保護の原則に反しない範囲で促進する。

第79条 国は、個人の地位に関する経済的及び社会的不

平等の是正に努力する。

第80条 国は、農業及び工業促進に資するため、土地の所有権及び占有権の制度を整備するものとする。

また、土地所有者に対し、その土地の状況に適合した利用をするよう責任を課するものとする。

第81条 国は、農民が土地改革及びその他の方法で、あらゆる農業に從事するため農民が土地の所有権及び土地に関する権利を獲得することを奨励する。

第82条 国は、農業を奨励及び助成する。

國は農産物の生産及び生産作物の販売面における農民の利益を擁護する。

第83条 国は、協同組合を奨励しかつ助成する。

第84条 国は、商業及び工業を奨励し促進かつ助成する。

第85条 国は、民間の経済的創意を助成する。

國は、国民全体の利益のために公共事業を行なう。

法律の定めるところによるのでなければ、民間人は公共事業を行なってはならない。

國は、法律の定めるところによらざる民間人の経済的独占を行なわせない基準を設けるものとする。

この場合独占とは直接的及び間接的の別を問わない。

第86条 国は、経済社会開発及び國の安定に資するため天然資源、経済的及び社会的状況、技術の進歩に適応した人口政策の樹立を促進する。

第87条 国は、國家のため又は公務援助のための任務遂行、又は人道的義務の遂行あるいは、天災により災害を蒙った者に対し、救済するものとする。

第88条 国は、國民の安寧と幸福のため、國及び民間の社会福祉事業を促進し、かつ助成するものとする。

第89条 国は、就業年齢に達した國民が自己に適する職業に就き労働賃金が得られることを奨励し、労働力を公正に管理するものとする。また被雇用者に対しその職業での安定と昇進を与え、疾病及び老齢に際しての保険原則を整備するものとする。

第90条 国は、身体障害者がその能力及び適正に応じて就業できるよう措置をとるものとする。

第91条 国は、國民が衛生的な住居を獲得できるよう奨励し、生活困窮者のための住宅供給事業を促進する。

第92条 国は、家族の健康をも含めた公衆衛生を促進し、個人の健康管理を行ない、それへの國民の参加を助成する。

國は、生活困窮者に対しては無償にて医療を行なう。

危険な伝染病の予防及び撲滅について、國は、國民に対し無償にて行なわねばならない。

第93条 国は、清潔な環境を維持し、國民の幸福及び健

康を破壊する不淨物を除去するものとする。

第94条 国は、スポーツの促進と育成をはかるものとする。

## 第6章 国会

### 第1節 総則

第95条 国会は上院および下院よりこれを構成する。国会は、この憲法の定めるところにより、合同又は単独で会議を行なう。

第96条 下院議長は国会議長となり、上院議長は国会副議長となる。

国会議長は合同会議の場合、議事規則の定めるところにより、国会の議事を処理する権限及び任務を有し、またこの憲法の定める他の権限及び任務を行なう。

副議長は、議長が不在もしくはその任務を遂行することができない場合には、議長を代理する。

第97条 法律案は、国会の勧告と同意をもってのみ法律として制定することができる。

第98条 内閣総理大臣は、法案が国会で可決された後、署名を受けるためこれを国王に上奏する。

そして官報に告示された後、法律として効力を有する。

第99条 国王が法案に同意せず、その法案を国会に返付するか、又は90日以内に返付しないとき、国会は、当該法案を再審議しなければならない。国会が両院議員総数の3分の2を下らない多数をもって当該法案を再び可決したときは、内閣総理大臣は、その法案を国王に再上奏する。国王が当該法案に30日以内に署名せず返付しないとき、内閣総理大臣は当該法律を、国王が署名したと同様に、官報に告示し法律として施行する。

第100条 上院議長及び副議長、下院議長及び副議長、下院野党代表者、上院議員及び下院議員は法律の定める職務給、その他の報酬を受ける。

第101条 何人も同時に上下両院議員を兼ねることはできない。

第102条 上院及び下院議員は、政治職を除く常勤または一定の給与を受ける公務員を兼ねることはできない。

第103条 上院議員及び下院議員は、

(1) 政府機関、国家機関、政府企業に就任し、職務を行なったり、地方議会議員、地方行政諸機関の役職員に就任してはならない。

但し国務大臣もしくはその他の政治職の公務員は除く。

(2) 国家、政府機関、国家機関、政府企業より免許を

受け、あるいは前記諸機関と直接的もしくは間接的を問わず独占的性格を有する契約の当事者となつてはならない。

(3) 政府機関、国家機関もしくは政府企業より特別に金銭もしくは如何なる形の利益をも受けなければならない。

但しこれら諸機関と第三者との通常業務遂行によるものは除く。

本条の規定は上院もしくは下院議員が受取る軍人年金、一時金、王族年金もしくはこれらと同種の金銭の場合には適用されない。また上院もしくは下院議員が、国会、上院もしくは下院の委員、あるいは法律の定める有資格者として任命された委員に就任し、職務を遂行する場合には適用されない。

第104条 上院及び下院議員は法律の定める項目、手続及び一定期間内に自己の財産及び負債について国会議長に明示せねばならない。

105条～106条…略

### 第2節 上院

第107条 上院は、学問またはその他の分野における知識と経験を有し、かつ国の行政に貢献しうる人物で、第117条(1)による資格を有し、満年齢35歳以上にして、第116条及び第118条による欠格条件に抵触しない有資格者のうちより国王が選出し、任命する100名の議員によって構成される。

枢密院議長は、上院議員任命勅令に副署する。

第108条 上院議員の任期は、国王による任命の日より6年とする。

最初の任期についてのみ3年を経過した際、抽籤により議員総数の半数は辞職する。

109条～110条…略

### 第3節 下院

第111条 下院は国民により選出される240名以上300名以下の議員をもってこれを構成する。右は第112条の規定に従う。

第112条 各県毎の選出すべき下院議員数は下院議員選挙法に規定した人口数に基づき算定する。

1県につき少なくとも下院議員1名を選出する。

3名を超えない下院議員選挙を行なう県においては当該県を選挙区とし、3名以上の下院議員選挙を行なう県においては、当該県を分割選挙区とし各選挙区にて下院議員3名を選出する。

1県を分割選挙区にして、各選挙区にて3名毎の下院議員選挙を実施し得ない場合、先ず下院議員各3名を選出する選挙区を設定し、残余の地域においては1選挙区毎に少なくとも2名を選出することとする。

1県において4名の下院議員を選出すべき場合、2選挙区に分割し、一選挙区毎に2名の下院議員を選出するものとする。

第113条 1選挙区以上の分割選挙区を有する県は、各選挙区の地域を隣接せしめ、人口と下院議員数の比率が各選挙区において近似してなくてはならない。

第114条 下院議員の選挙は直接かつ秘密投票により行なう。

各選挙区においては、選挙権を有する者は、当該選挙区において、選出可能な下院議員数と等しい立候補者を選出する投票権を有する。

第115条 次の資格を有する者が選挙権を有する。

(1) 法律に基づくタイ国籍所有者。ただし、帰化によるタイ国籍取得者は下院議員選挙法に定める資格を併せ有しなければならない。

(2) 選挙施行年1月1日現在満20歳以上であること。

116条…略

第117条 次の資格を有する者が立候補する権利を有する。

(1) 法律に基づくタイ国籍所有者。ただし、二重国籍所有者、又は帰化によるタイ国籍取得者は、下院議員選挙法に定める資格を併せ有していること。ただし外国にて出生し、出生によるタイ国籍所有者については上記資格を有する必要はない。

(2) 選挙の当日において満25歳以上であること。

(3) 何れか一つのみの政党に所属する党員であること。

118条～125条…略

第126条 第184条の規定により、内閣が下院の信任を得た後、国王は下院野党党主を任命する。野党党主は同党所属議員が大臣に任命されなかった政党の党主であり、その議員数が下院議員総数の5分の1以上を占め、かつこの種政党中で最も多数であることを要する。

下院議長は下院における野党党主任命勅令に副署する。

下院野党党主は第1項に述べた資格を喪失した時、その職務から解かれるものとし、右については第130条の規定を準用する。

かかる場合、国王は空席の下院野党党主を新たに任命する。

#### 第4節 両院共通規則

127条～164条…略

#### 第5節 両院合同会議

165条～167条…略

#### 第6節 国会の国家資金会計検査官

168条～173条…略

#### 第7節 国会公務員

174条～176条…略

#### 第7章 内閣

第177条 国王は、内閣総理大臣1名及び30名以内の国務大臣を任命し、これらの大臣は国務を所掌するため内閣を構成する。

内閣総理大臣は下院議員であることを要し、国務大臣の半数以上は上院議員もしくは下院議員でなければならない。

国会議長は内閣総理大臣任命の勅命に副署する。

第178条 国務大臣は就任に先立ち国王の前で次の宣誓を行なうものとする。「私(宣誓者氏名)は、国王に対し忠誠であり、國家及び国民の利益のため誠実にその義務を遂行し、あらゆる点についてタイ王国憲法を擁護しつつ遵守することをここに宣誓する。」

第179条 国務大臣は、政治職公務員を除く、常勤もしくは給与を受ける公務員を兼ねることはできない。

第180条 国務大臣は、第103条の規定により上院議員及び下院議員が就任を禁止されている地位及び禁止行為は、これを行なうこととはできない。

ただし法律の規定により就任を必要とする地位についてはこの限りではない。なお利潤を目的とする事業に携る個人、有限会社、株式会社またはその他の組織の支配人、委員、顧問、代表者または雇傭人となることもできない。

第181条 国務大臣はその財産及び負債を法律の定める項目、手続及び制限期間に基づき国会議長に対し明示せねばならない。

第182条 国務大臣は自からが議席を有しない国会の会議に出席し、会議中に事実を発表し意見を陳述できるが議決投票権を有しない。

第135条に規定する特権は、これを準用する。

第183条 国務を処理する期間中、内閣は下院の信任を得る必要がある。大臣は、下院に対し、それぞれの職務の遂行に関する責任を負う。また各國務大臣は下院に対し、内閣の政策遂行一般に関し連帯してその責に任ずる。

第184条 内閣は国家行政を司どるに際し下院に対し信任を得るために施政演説を行なわなければならない。信任の決議は出席議員の過半数の投票を得なければならない。

第185条 国務の遂行に関し問題が生じ、かつ内閣がこの問題について上院及び下院議員の意見を聴取することが適當と思料するとき、内閣総理大臣は国会議長に対し国会において一般討議を開会することを要求する

ことができる。

この場合、国会はその討議事項についていかなる決議をも行なうことはできない。

#### 186条～189条…略

**第190条** 公安を維持し、國の經濟安定をはかり、又は公共の災害を避けるため緊急を要する非常事態において、国会を召集する時日がない場合、国王は法律と同様の効力を有する緊急勅令を發布することができる。

次期国会会議において、内閣は遅滞なく当該緊急勅令を国会に審議を求めるため提出する。もし下院が否決し、もしくは下院が可決せるも上院が否決し、下院決議が過半数以下の場合、当該緊急勅令は失効するが、当該勅令が有効であった間になされた行為の効力を損ずるものではない。

下院及び上院が可決し、または上院が否決したが下院が過半数で可決したときは、当該緊急勅令は引き続き法律として効力を有する。

緊急勅令の可決もしくは否決に際し、総理大臣は官報に告示する。否決の場合官報に告示した翌日より効力を発する。

上院及び下院の緊急勅令審議は、決議を行なう際は当該会議の最初の時期に行なわれる。

**第191条** 会期中において租税、課金又は通貨に関する法律であつて國の利益のため緊急かつ秘密の審議を要するものを制定する必要が生じたとき、国王は、臨時に法律の効力を有する緊急勅令を公布することができる。

第1項の規定により発布された緊急勅令は、官報に掲載された日から2日以内に下院に提出されることを要し、かつ第190条の規定を準用する。

**第192条** 国王は憲法及びその他の法律の定めるところにより勅令を発布する権限を有する。

**第193条** 国王は、戒厳令法に定める規則と手続に従って、戒厳令を布告及び解除することができる。

特定の地域について戒厳令を布告する緊急の必要があるときは、軍当局は戒厳令法に定めるところによりこれを行なうことができる。

第1項及び第2項による戒厳令は30日間を越える期間については、国会の承認を得て効力を発する。

下院会期満了後の期間内もしくは下院の解散期間中は、第3項に基づく国会の承認は上院がこれを行なう。

**第194条** 国王は、国会の承認を得て宣戦を布告する権限を有する。これについての国会の承認は国会両院議員総数の3分の2以上の多数決によらなければならぬ。第193条第4項の規定を準用する。

**第195条** 国王は諸外国及び国際機関と平和条約及びその他の条約を締結する権限を有する。

タイ領土及び主権地域の変更をもたらし、又はその実施のため法律の公布を必要とする条約もしくは軍事同盟条約は、国会の承認を受けなければならない。

#### 196条～201条…略

##### 第8章 裁判所

#### 202条～213条…略

##### 第9章 地方行政

#### 214条～217条…略

##### 第10章 憲法審査委員会

#### 218条～227条…略

##### 第11章 憲法改正

**第228条** 憲法改正は次の条件及び手続によってのみ行なうことができる。

(1) 改正の動議は、内閣もしくは下院議員総数の5分の1以上の下院議員により、提出されなければならない。

(2) 改正の動議は、憲法改正案として国会に提出されることを要し、3回の読会において審議されなければならない。

(3) 第1読会においては、氏名点呼方式により原則的受理を票決するが、これは両院議員総数の半数以上の多数決により行なわなければならない。

(4) 第2読会においては、改正案について逐条審議を行ないその票決は単純多数決による。

(5) 第2読会の終了後、15日の猶予期間をおき、この期間を経過した後、国会は第3読会を行なう。

(6) 第3読会における最終票決は、氏名点呼方式によるが、改正案の採択は両院議員総数の半数以上の多数決によらなければならない。

(7) 前各号の規定による議決が行なわれた後、憲法改正案は国王に奏上され、第98条及び第99条の規定が準用される。

**第229条** 国王は、第228条の規定により奏上された憲法改正案が國又は國民の利益に重大なる悪影響を及ぼし、國民による決定が適當であると思料する場合には、全國民がこの憲法改正案に同意するか否かを國民投票により決定させる権限を有する。

国王は、國民投票を行なうに際し、憲法改正案奏上の後90日以内に、国会議長が副署した勅令を公布するものとする。

國民投票は、第2項による勅令の公布後90日以内に実施するものとしその日時は勅令により決定する。

この國民投票日は全國を通じ同一の日としなければならない。

本条の規定により、国王がその権限を行使する場合、第228条(7)の規定は適用されない。

**第230条 下院議員選挙権を有する者は国民投票権を有する。**

国民投票実施の基準及び方法はこれに関する法律の定めるところによる。

**第231条 第229条による国民投票は単純多数決による。**もし国民が憲法改正案に同意すれば、その投票結果の公示日より30日以内に、国王は憲法改正案に署名する。この憲法は官報に公示された後効力を発する。もし国民投票により否決された場合は憲法改正案は廃案とする。

#### 経過規定

**第232条 最初の時期において**国王は、第233条の規定による下院議員選挙日に、本憲法の規定による上院議員を任命する。

**第233条 本憲法の規定による下院議員の総選挙はこの憲法の施行日から起算して120日以内に完了しなければならない。**

**第234条 本憲法の施行日より第233条による下院議員選挙日に至る期間、**仏暦2515年暫定憲法による国家立法議会が本憲法の規定する国会の任務を遂行する。

本条による国家立法会議議員の職務に対し、第102条及び第103条の規定は適用されない。

**第235条 この憲法の施行日に国務を所掌している内閣、または第233条による下院議員選挙前に組閣された内閣は、この憲法に定めるところにより、国務を所掌するものとする。**

本条による国務大臣の職務に対し、第179条及び第180条の規定は適用されない。

下院議員選挙実施後、第1項による内閣は総辞職するが、新内閣成立まで職務を遂行するため、在職せねばならない。

**第236条 男女同権とするため、本憲法施行後2年以内に行なわれるべき法律の改正もしくは新法律の制定が、未だ行なわれない期間内においては第28条第2項の規定は適用されない。**

**第237条 第214条、第216条及び第217条の規定による地方自治化を期すため、本憲法施行後、2年以内に行なわれるべき法律の改正もしくは新法律の制定が、未だ行なわれない期間内においては、上記3条の規定は適用されない。**

**第238条 本憲法施行日において未だ効力を有する仏暦2515年暫定憲法第17条の規定により内閣総理大臣が発したすべての命令は、引き続き効力を有する。この命令の廃止または改正は法律を制定してこれを行なう。**

(外務省アジア局南東アジア第一課の仮訳に従う)

# 主 要 統 計

第1表 マネー・サプライ

第2表 貿易収支

第3表 金外貨準備高

第4表 國際収支表

第5表 主要輸出商品(量)

第6表 主要輸出商品(金額)

第7表 主要商品輸出価格

第8表 輸入統計

第9表 為替レート

第10表 源泉別財政収入

第11表 支途別財政支出

第12表 主要工業生産高

第13表 主要農産物生産高

第14表 パンコク・トンブリー地区消費者物価指数

第15表 国民総生産および国民所得

第1表 マネー・サプライ (単位 100万バーツ)

	現 金 流通通貨	預 金 流通通貨	マネー サプライ
1966年	9,370.9	5,285.6	14,656.5
1967年	9,823.9	5,882.4	15,706.3
1968年	10,640.7	6,644.7	17,285.4
1969年	10,949.7	7,039.1	17,988.8
1970年	11,863.5	7,584.0	19,447.5
1971年	13,053.0	8,392.7	19,445.7
1972年	15,279.3	9,551.6	21,445.7
1973年	21,716.4	11,291.1	29,936.5
1974年 1月	20,489.3	11,164.8	31,654.1
2月	20,840.8	11,768.4	32,609.2
3月	20,508.4	11,608.3	32,116.7
4月	19,870.4	11,895.5	31,765.9
5月	19,160.9	11,314.1	30,475.0
6月	18,777.5	11,053.3	29,830.8
7月	18,437.5	10,650.9	29,088.4
8月	19,051.5	10,302.0	29,353.5
9月	19,151.1	10,629.8	29,780.9
10月	19,071.3	11,056.8	30,128.1

第2表 貿易収支

	輸出(f.o.b)	輸入(c.i.f)	貿易収支
1963年	9,676	12,803	- 3,127
1964年	12,339	14,253	- 1,914
1965年*	12,941	15,433	- 2,492
1966年*	14,099	18,504	- 4,405
1967年*	14,166	22,188	- 8,022
1968年*	13,679	24,103	- 10,424
1969年*	14,722	25,966	- 11,244
1970年*	14,772	27,009	- 12,237
1971年*	17,281	26,794	- 9,513
1972年	22,491	30,875	- 8,384
1973年	32,088	41,106	- 9,018
1974年 (1~7月)	31,213	36,043	- 4,830

(注) \* 軍需物資を除く。

(出所) Bangkok Bank, *Monthly Review*, Nov. 1974.(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin* Dec. 1974.

第3表 金外貨準備高

(単位 100万ドル)

	金	SDR	IMF	払いこみ	外 貨	計	市中銀行	合 計
1960年	104.3	—		11.3	256.0	371.6	- 17.7	354.0
1961年	104.2	—		11.3	338.9	454.4	- 21.8	432.6
1962年	104.2	—		11.3	407.9	523.4	- 28.5	494.9
1963年	104.2	—		11.3	460.6	576.1	- 35.6	540.5
1964年	104.2	—		11.3	544.8	660.3	- 50.7	609.6
1965年	96.4	—		19.0	623.9	739.3	- 34.3	705.0
1966年	91.7	—		23.8	808.1	923.6	- 59.8	863.8
1967年	91.7	—		23.8	893.0	1,008.5	- 92.1	916.4
1968年	81.7	—		23.8	905.5	1,021.0	- 83.0	938.0
1969年	91.7	—		23.8	869.4	984.9	- 90.9	894.0
1970年	82.0	—		33.5	790.2	905.7	- 139.2	766.5
1971年	88.9	15.6		36.4	736.1	877.0	- 100.0	777.0
1972年	88.9	31.0		36.4	896.2	1,052.5	- 83.7	968.8
1973年	98.8	34.4		40.4	1,121.6	1,295.2	- 213.2	1,082.0
1974年(10月)	97.9	34.1		40.0	1,620.2	1,792.2	- 302.9	1,489.3

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第4表 国際収支表

(単位 100万バーツ)

	1970年	1971年	1972年	1973年 <sup>1)</sup>
A. 商 品				
1. 輸 出 f.o.b.	14,256.4	16,567.3	21,216.4	31,252.5
2. 輸 入 c.i.f. <sup>2)</sup>	-26,406.7	-26,606.1	-30,634.8	-42,054.9
3. 非貨幣用金	- 107.8	- 26.6	-	-
4. 貿易収支	-12,258.1	-10,065.4	- 9,418.4	-10,802.4
B. サ ー ビ ス				
1. 受 取 り	10,094.8	9,899.6	11,322.8	12,723.1
1.1 貨物運賃および保険	313.4	494.2	639.0	925.5
1.2 その他の運輸	298.6	330.8	455.9	513.7
1.3 旅 行	2,170.0	2,208.9	2,718.0	3,393.8
1.4 投資収益	1,636.6	1,423.4	1,206.8	1,448.1
1.5 政府取引	4,839.8	4,514.2	5,262.5	5,034.3
軍事サービス	(4,192.1)	(3,788.7)	(4,413.2)	(4,210.3)
その他政府サービス	(647.7)	(725.5)	(849.3)	(824.0)
1.6 その他サービス	836.4	928.1	1,040.6	1,407.7
2. 支 払	-4,058.6	-4,495.5	-4,739.7	-5,886.7
2.1 貨物運賃および保険	- 202.9	- 338.7	- 431.9	- 504.1
2.2 その他の運輸	- 186.4	- 202.8	- 204.5	- 386.7
2.3 旅 行	-1,267.4	-1,294.5	-1,286.8	-1,449.4
2.4 投資収益	-1,257.3	-1,393.8	-1,534.0	-1,872.4
2.5 政府取引	- 395.3	- 399.0	- 336.8	- 444.8
2.6 その他サービス	- 749.3	- 886.7	- 945.7	-1,229.3
3. 貿易外収支	6,036.2	5,404.1	6,583.1	6,836.4
経常収支	-6,221.9	-4,661.3	-2,835.3	- 3,966.0
C. 移転収支				
1. 民 間	1,011.7	904.1	816.3	1,388.3
1.1 流 入	57.4	131.1	208.2	818.4
1.2 流 出	203.7	280.1	338.6	948.2
2. 政 府	- 146.3	- 149.0	- 130.4	- 129.8
2.1 米国贈与	954.3	773.0	608.1	569.9
2.2 その他外国の贈与	613.0	519.0	417.9	356.3
2.3 特 別 円	320.2	238.3	179.9	201.3
2.4 UNICEF その他への米贈与	- 4.3	- 1.7	- 3.4	-
2.5 そ の 他	25.4	17.4	13.7	12.3
経常収支および移転収支計	-5,210.2	-3,757.2	-1,485.2	-2,577.7
D. 資本取引(H以外)				
1. 直接投資	2,462.7	1,736.2	3,663.3	2,091.6
2. その他民間長期	880.8	798.5	1,427.1	1,604.9
2.1 政府企業への借款	90.7	60.2	338.3	372.7
引 出 し	427.3	371.7	674.9	777.3
返 済	- 336.3	- 311.5	- 336.6	- 404.6
2.2 民間企業への借款	1,001.3	384.2	1,392.5	-1,390.0
引 出 し	4,029.1	3,829.9	4,755.3	2,695.4
返 済	-3,027.8	-3,445.7	3,362.8	-4,085.4
2.3 有価証券	237.0	100.5	277.3	211.0

	1970年	1971年	1972年	1973年
2.4 その他の 3. その他民間短期 3.1 貿易信用 3.2 その他の 4. プロジェクト 5. 政府 5.1 借款 引出し 返済 5.2 長期資産 5.3 IBRD IDA ABD への負債 5.4 輸入信用等 E. SDR の割当金 F. 合計(A~E)	7.4 183.4 183.4 — 53.1 445.1 833.8 — 388.7 — 395.7 — 5.0 — 35.4 — — 2,747.5	2.4 154.8 154.8 — 50.9 306.3 579.5 — 273.2 — 31.7 — 89.9 298.2 1,722.8	0.6 309.1 309.1 — — 25.4 214.7 437.8 — 223.1 — 360.8 — 89.9 320.7 2,498.8	0.8 637.4 637.4 — — 25.5 387.2 610.1 — 222.9 293.1 — — — 486.1
G. 誤差脱漏	95.5	1,387.6	1,492.6	1,350.3
H. 総合収支	-2,652.0	- 335.2	3,991.4	864.2
I. 金融勘定	2,652.0	355.2	-3,991.4	- 864.2

(注) 1) 推定値。 2) 軍需物資を除く。

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第5表 主要輸出商品(量)

(単位 1000メートル・トン)

	米	ゴム	錫	メイズ	ケナフ・ ジュート	タピオカ
1964年	1,896	217.0	22.3	1,115.0	162.1	739
1965年	1,895	210.9	20.5	804.4	317.0	719
1966年	1,508	202.5	18.9	1,218.5	473.3	689
1967年	1,482	211.1	27.1	1,090.8	317.1	781
1968年	1,068	252.2	24.0	1,480.8	289.5	889
1969年	1,023	276.4	23.4	1,476.1	256.0	975
1970年	1,064	275.6	22.2	1,371.4	257.7	1,327
1971年	1,662	307.9	21.7	1,829.9	271.0	1,112
1972年	2,085	324.8	21.4	1,719.2	252.2	1,280
1973年	836	404.7	23.0	1,374.9	260.9	1,714
1974年(1~7月)	773	199.0	13.0	1,252.5	187.2	1,424

(出所) Bangkok Bank *Monthly Review*, Nov. 1974.

第6表 主要輸出商品(金額)

(単位 100万バーツ)

	米	ゴム	錫	メイズ	ケナフ・ジューク	タピオカ
1964年	4,389	2,060	962	1,346	495	653
1965年	4,334	1,999	1,166	969	1,102	676
1966年	4,001	1,861	1,316	1,520	1,614	644
1967年	4,653	1,574	1,822	1,355	866	726
1968年	3,775	1,816	1,510	1,556	674	772
1969年	2,945	2,664	1,631	1,674	780	876
1970年	2,516	2,232	1,618	1,856	919	1,222
1971年	2,901	1,901	1,651	2,251	933	1,229
1972年	4,434	1,894	1,643	1,939	1,074	1,560
1973年	3,566	4,659	2,069	2,855	1,046	2,468
1974年(1~7月)	7,314	3,121	2,020	3,000	605	1,729

(出所) Bangkok Bank, *Monthly Review*, Nov. 1974.

第7表 主要商品輸出価格

(単位 パーツ/トン)

	米	ゴム	錫	メイズ	ケナフ	タピオカ
1967年	3,139	7,456	67,215	1,249	2,731	929
1968年	3,534	7,200	62,872	1,051	2,328	869
1969年	2,879	9,739	69,609	1,144	3,074	898
1970年	2,366	8,098	72,732	1,360	2,790	922
1971年	1,846	6,188	71,732	1,220	3,442	1,104
1972年	2,101	5,861	76,190	1,131	4,261	1,180
1973年	4,235	11,710	89,762	2,142	3,991	1,381
1974年5月	10,515	15,089	187,937	2,821	3,216	1,623
6月	9,884	14,492	175,892	2,622	3,325	1,669
7月	9,649	13,726	174,989	2,492	2,945	1,555
8月	9,527	12,009	177,091	2,491	3,355	1,570

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第8表 輸入統計

(単位 100万バーツ)

	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年 (1~9月)
I 消費財	5,323	5,098	5,378	4,755	5,725	7,055	6,488
A 非耐久	3,443	3,619	3,486	2,859	3,291	4,066	3,948
B 耐久	1,880	2,289	1,892	1,896	2,434	2,989	2,540
II 中間製品・原材料	5,086	5,866	6,725	7,764	9,131	13,677	15,173
A 主として消費財	3,207	3,760	4,139	4,996	5,880	8,594	9,591
B 主として資本財	1,879	2,106	2,586	2,768	3,251	5,083	5,582
III 資本財	8,339	9,172	9,371	8,268	9,783	12,826	13,563
IV その他	5,355	5,020	5,535	5,647	6,234	8,626	12,594

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第9表 為替レート（1米ドル当り）（商業銀行単純  
平均為替相場、期末）（単位 パーツ）

	買相場	売相場
1966年	20.57	20.75
1967年	20.62	20.80
1968年	20.67	20.85
1969年	20.825	21.00
1970年	20.825	21.00
1971年	20.825	21.00
1972年	20.825	21.00
1973年	20.25	20.45
1974年(11月)	20.25	20.45

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第10表 源泉別財政収入

(単位 100万バーツ)

収入	租税					販売および手数料	国営企業	その他
	合計	所得税	輸入税	輸出税	営業税			
1963年	8,819	792( 8.98)	2,780(31.52)	1,164(13.20)	1,527(17.31)	1,797(20.38)	252(2.86)	313(3.55)
1964年	9,957	894( 8.98)	2,840(28.52)	1,609(16.19)	1,795(18.03)	2,159(21.68)	275(2.76)	128(1.29)
1965年	11,344	1,134(10.00)	2,830(24.95)	1,570(13.84)	2,039(17.97)	2,814(24.81)	328(2.89)	232(2.05)
1966年	12,901	1,293(10.02)	3,496(27.10)	1,361(10.55)	2,505(19.42)	3,189(24.72)	354(2.74)	284(2.20)
1967年	14,777	1,494(10.11)	4,285(28.99)	1,318( 8.29)	2,918(19.74)	3,554(24.05)	366(2.48)	461(3.12)
1968年	16,889	1,755(10.39)	4,994(29.45)	1,568( 9.28)	3,155(18.68)	3,953(23.41)	426(2.52)	568(3.36)
1969年	18,321	2,032(11.09)	5,437(29.68)	1,505( 8.21)	3,408(18.60)	4,421(24.13)	412(2.25)	617(3.37)
1970年	18,795	2,199(11.70)	5,404(28.75)	848( 4.51)	3,696(19.66)	4,895(26.04)	482(2.56)	624(3.32)
1971年	19,419	2,436(12.54)	5,287(27.23)	414( 2.13)	3,997(20.58)	5,341(27.50)	477(2.46)	784(4.04)
1972年	21,535	2,560(11.89)	5,610(26.05)	406( 1.89)	4,348(20.19)	6,142(28.52)	681(3.16)	826(4.47)
1973年	26,950	3,264(12.12)	6,905(25.63)	1,041( 3.86)	5,607(20.81)	7,623(28.28)	666(2.47)	924(3.42)

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第11表 支途別財政支出

(単位 100万バーツ)

支 出	支						途
	合 計	経 済	社 会	國 防	一 般 行 政	そ の 他	
1963年	9,589	2,400(25.0)	2,674(27.9)	1,661(17.3)	1,977(20.6)	877( 9.1)	
1964年	10,775	2,678(24.9)	3,135(29.1)	1,767(16.4)	2,195(20.4)	1,000( 9.3)	
1965年	12,449	3,382(27.2)	3,635(29.2)	1,979(15.9)	2,195(17.6)	1,258(10.1)	
1966年	13,958	4,155(29.6)	3,766(26.8)	2,225(15.9)	2,694(19.2)	1,118( 8.5)	
1967年	17,329	5,528(31.9)	4,446(25.7)	2,694(15.5)	2,752(15.9)	1,909(11.0)	
1968年	19,484	5,157(26.5)	4,635(23.8)	2,998(15.4)	3,028(15.5)	3,666(18.8)	
1969年	21,703	6,216(28.6)	5,601(25.8)	3,733(17.2)	3,149(14.5)	3,004(13.8)	
1970年	25,135	7,324(29.1)	6,662(26.5)	4,403(17.5)	3,554(14.1)	3,192(12.7)	
1971年	27,225	7,265(26.7)	7,477(27.5)	5,416(19.9)	3,838(14.1)	3,229(11.8)	
1972年	28,637	7,047(24.0)	8,027(28.0)	5,386(18.8)	4,199(14.7)	3,978(13.9)	
1973年	32,311	6,660(20.6)	9,173(28.4)	6,313(19.5)	4,459(13.8)	5,706(17.7)	

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第12表 主要工業生産高

	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年 (1~6月)
セメント (1000トン)	2,403	2,626	2,800	3,392	3,706	1,873
綿織物 (100万ヤード)	345	365	366	479	567	—
麻袋 (100万枚)	44.9	52.7	63.7	81.6	91.2	54.3
砂糖 (1000トン)	318	407	532	585	717	—
紙 (1000トン)	29.1	30.9	29.8	42.4	—	—
タバコ (1000トン)	14.4	15.3	16.1	16.8	19.4	10.1
石油製品 (100万リットル)	3,607	3,880	5,381	6,603	7,803	3,456
亜鉛鉄板 (1000トン)	94.6	85.5	97.3	103.8	86.1	43.6
ビール (100万リットル)	39.2	36.3	32.1	33.9	43.2	21.0

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第13表 主要農産物生産高

(単位 1000トン)

	1967年	1969年	1970年	1971年	1972年 <sup>1)</sup>	1973年 <sup>1)</sup>
ゴム	219.3	281.8	287.2	316.3	336.9	412.0
メイズ	1,212.3	1,700.0	1,950.0	2,326.9	1,300.0	2,300.0
タピオカ根	2,062.5	2,700.0	3,000.0	3,400.0	3,800.0	4,750.0
砂糖きび	4,526.0	6,740.5	7,387.4	8,472.8	9,512.8	12,700.0
緑豆	122.5	202.1	210.0	250.0	300.0	275.0
落花生	132.1	180.5	185.0	200.0	203.0	208.3
大豆	52.8	61.2	62.0	67.0	70.0	100.0
胡麻	22.7	22.1	22.1	30.0	20.0	25.0
ココナツ	797.0	721.0	744.0	735.5	712.5	750.0
ひまわり	37.6	38.6	53.0	53.0	36.0	30.0
綿	80.7	128.3	52.9	81.0	62.0	35.0
ジユート	7.4	4.1	4.0	3.0	9.0	20.0
ケナフ	421.4	350.0	300.0	370.0	432.0	570.0
タバコ	78.0	92.3	95.3	99.0	99.2	98.0

(注) 1) 非公式。

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第14表 バンコク・トンブリー地区消費者物価指数

(1964.10~1965.9=100)

	総合	食料	衣料	住居	医療等	交通	リクレーン数	タバコアルコール
ウェート	100.0	49.0	9.4	17.8	7.2	6.1	5.6	4.9
1966年	104.1	106.6	100.4	102.2	104.0	99.9	101.5	99.9
1967年	108.2	114.2	100.4	102.2	107.9	99.0	101.8	99.9
1968年	110.5	118.1	100.7	103.0	107.9	102.8	101.9	99.9
1969年	112.8	122.8	100.5	104.1	107.9	99.0	101.9	99.9
1970年	113.7	123.1	102.4	106.7	108.1	100.1	101.7	100.4
1971年	116.0	123.9	103.3	110.3	110.9	112.4	106.1	101.2
1972年	119.5	127.8	108.7	112.9	114.4	106.1	112.5	102.4
1973年	138.1	153.7	125.9	125.8	118.7	115.0	121.2	105.4
1974年(9月)	176.7	206.5	153.1	147.1	138.8	164.1	140.8	121.9

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.

第15表 国民総生産および国民所得

	1968年		1969年		1970年		1971年 <sup>1)</sup>		1972年 <sup>1)</sup>	
	100万 バーツ	%	100万 バーツ	%	100万 バーツ	%	100万 バーツ	%	100万 バーツ	%
1. 農林水産業	36,962.1	31.5	41,675.1	31.9	38,800	28.6	41,298	28.6	48,551	30.31
農業	25,344.3	12.6	28,834.9	22.1	26,912	19.8	28,868	20.0	35,333	22.06
畜産業	5,000.5	4.3	5,049.2	3.9	4,801	3.5	4,795	3.3	5,439	3.39
水産業	3,578.6	3.0	4,572.9	3.5	4,288	3.2	4,800	3.4	4,628	2.89
林业業	3,038.7	2.6	3,218.1	2.4	2,799	2.1	2,755	1.9	3,151	1.97
2. 鉱業	2,114.6	1.8	2,472.8	1.9	2,832	2.1	3,060	2.1	2,964	1.85
3. 製造業	17,585.6	15.0	19,185.0	14.7	21,795	16.0	23,649	16.3	26,724	16.69
4. 建設業	8,176.5	7.0	8,622.2	6.6	8,329	6.1	8,319	5.8	8,834	5.20
5. 電力・水道	1,303.3	1.1	1,556.4	1.2	1,622	1.2	1,918	1.3	2,246	1.40
6. 連輸・通信	7,320.6	6.2	7,938.1	6.1	8,270	1.6	8,780	6.1	9,680	6.04
7. 卸・小売業	20,278.8	17.3	22,892.6	17.5	25,623	18.9	26,302	18.2	27,450	17.14
8. 銀行・保険・不動産	4,064.5	3.5	4,816.9	3.7	5,627	4.1	6,322	4.4	7,136	4.46
9. 住居	2,424.0	2.1	2,557.0	1.9	2,739	2.0	2,917	2.0	3,047	1.90
10. 公務・国防	4,991.1	4.2	5,565.0	4.3	6,115	4.5	6,677	4.6	7,300	4.56
11. サービス	12,085.6	10.3	13,311.6	10.2	14,197	10.4	15,318	10.6	16,730	10.45
国内総生産(GDP)	117,306.7	100.0	130,612.7	100.0	135,949	100.0	144,560	100.0	160,162	100.0
海外からの純所得	272.2	—	226.0	—	379	—	30	—	— 327	—
国民総生産(GNP)	117,578.9	—	130,838.7	—	136,328	—	144,590	—	159,835	—
間接税	14,329.2	—	15,366.2	—	15,537	—	16,072	—	17,378	—
資本減耗引当て	7,541.7	—	8,880.2	—	10,193	—	11,343	—	12,773	—
国民所得 1人当たり GNP (Baht)	95,708.0	—	106,592.2	—	110,598	—	117,175	—	129,684	—
	3,326.4	—	3,526.4	—	3,618	—	3,718	—	3,986	—

(注) 1) 未確定数値。

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, Dec. 1974.